# 国 有 財 産 の 概 要

## 第１　国有財産の制度

### １．国有財産とは

国の所有する財産には，現金や預金のほか，土地・建物等の不動産，船舶・自動車・航空機等の動産，貸付金等の債権，著作権・特許権等の知的財産権，地上権・鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が，ここにいう国有財産とは，国有財産法（昭和23年法律第73号）第２条及び附則第４条に規定されている財産（狭義の国有財産），すなわち第１表に示すものをいう。

**第１表　国有財産の範囲**

⑴　国有財産法第２条に規定する国有財産

- 国有財産
  - 物
    - 不動産
      - (1)　土地
      - (2)　土地の定着物（建物，立木竹等）
    - 動産
      - (1)　船舶，浮標，浮桟橋，浮ドック，航空機
      - (2)　不動産及び(1)に掲げる動産の従物（昇降機，冷暖房装置等）
  - 財産権
    - 用益物権
      - (1)　地上権
      - (2)　地役権
      - (3)　鉱業権
      - (4)　以上のものに準ずる権利（採石権等）
    - 知的財産権
      - (1)　特許権
      - (2)　著作権
      - (3)　商標権
      - (4)　実用新案権
      - (5)　以上のものに準ずる権利（意匠権等）
    - 有価証券等（国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。）
      - (1)　株式
      - (2)　新株予約権
      - (3)　社債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み，短期社債等を除く。）
      - (4)　地方債
      - (5)　信託の受益権
      - (6)　以上のものに準ずるもの
      - (7)　出資による権利

※　(5)信託の受益権には，国有財産法第28条の２の規定により行った不動産の信託の受益権が含まれる。

⑵　国有財産法附則第４条に規定する国有財産

旧陸軍省，海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具

### ２．国有財産の分類及び種類

国有財産は，行政財産と普通財産とに分類され，行政財産は，さらに４つの種類に分けられている（国有財産法第３条）。

⑴　**行政財産**

**イ．公用財産**

国において国の事務，事業又はその職員の住居の用に供し，又は供するものと決定した財産（例えば，庁舎，国家公務員宿舎）

**ロ．公共用財産**

国において直接公共の用に供し，又は供するものと決定した財産（例えば，公園，道路，海浜地）

**ハ．皇室用財産**

国において皇室の用に供し，又は供するものと決定した財産（例えば，皇居，御所，御用邸，陵墓）

**ニ．森林経営用財産**

国において森林経営の用に供し，又は供するものと決定した財産

⑵　**普通財産**

普通財産とは，行政財産以外の一切の国有財産をいい，原則として特定の行政目的に直接供されることのないものであり，その内容は様々な性格の財産から構成されている。

これらの財産は，行政財産に近い性格を有する財産とそれ以外の財産に大別できる。前者の例としては，イ．国が政策目的を達成するために特別の法律の規定に基づいて行った現金出資又は現物出資により取得した出資による権利，ロ．アメリカ合衆国の軍隊に条約に基づき提供するキャンプ地，飛行場，港湾施設等があり，通常の普通財産のように自由に処分することはできないものである。後者の財産は，その時々の社会的要請に即応して効率的，かつ，適正に管理又は処分を行うべき性質の財産である。

また，取得の経緯からみると，相続税法等の規定により租税物納として金銭に代えて国庫に納付され普通財産となったもの，又は行政財産が不要となって本来の行政目的に供されなくなった場合，すなわち用途廃止されて普通財産となったもの等がある。

## 3．国有財産の管理及び処分

### ⑴　管理処分の仕組み

国有財産の管理とは，これを取得し，維持保存し，又は貸付け等の運用をすることであり，処分とは，売払い，交換，譲与，信託等をすることをいう。これら管理処分の仕組みは，行政財産と普通財産とでは異なっている。

行政財産は各省各庁の長が管理するが（国有財産法第５条），国有財産法に定める場合（例えば，地方公共団体等がその経営する鉄道等の施設の用に供する場合において，これらの者のために地上権を設定する場合，庁舎等の一部に余裕がある場合で，当該余裕部分を国以外の者に貸し付ける場合等）のほか，これを売払い，貸付け，又はこれに私権を設定することはできないことになっている（国有財産法第18条）。

これに対し，普通財産は原則として財務大臣が管理処分し（国有財産法第６条），これを売払い，貸付け，又はこれに私権を設定することも可能である（国有財産法第20条）。

行政財産が不要となった場合は，各省各庁の長は，その用途を廃止して普通財産とし，これを財務大臣に引き継がなければならない（国有財産法第８条）。もっとも，交換や取こわしの目的で用途廃止するもの等引継不適当の財産や国債整理基金特別会計等10の特別会計に属する財産は，用途廃止後もそのまま所管の各省各庁の長が，管理処分を行うこととなっている。

財務大臣は，普通財産を管理処分するとともに，国有財産の管理処分の総括を行っている（国有財産法第７条）。国有財産の総括とは，国有財産の適正な方法による管理処分を行うため，国有財産の制度を整え，その管理処分の事務を統一し，その増減，現在額及び現状を明らかにし，並びにその管理処分について，必要な調整をすることをいう（国有財産法第４条）。

この国有財産の総括に関する事務の具体的な内容としては，イ．国有財産に関する資料若しくは報告を求め，実地監査をし，又は用途の変更，用途の廃止，所管換その他必要な措置を求めること（国有財産法第10条）ロ．所管換の協議を受けること（国有財産法第12条）ハ．取得，処分等の協議を受けること（国有財産法第14条）等がある。

なお，財務大臣の行う総括事務や各省各庁の長の行う管理処分の事務は，その一部を下部機関である部局等の長に委任できることとなっている（国有財産法第９条第１項及び第２項）。また，管理処分の事務の一部は，都道府県又は市町村が行うことができることとなっている（国有財産法第９条第３項及び第４項）。

### ⑵　国有財産台帳

イ．国有財産の管理処分を適正，かつ，効率的に行うためには，国有財産の現況を正確に把握することが必要である。そのため各省各庁又はその下部機関の部局等は，国有財産台帳を備えて，その所管する財産の現況を記録することとされている（国有財産法第32条）。

この国有財産台帳は，財産の区分（土地，立木竹，建物，工作物等の区別をいう。），種目（土地における敷地，宅地，原野等の区別，建物における事務所建，住宅建等の区別をいう。），所在，数量，価格，得喪変更の年月日及び事由，その他必要な事項を記録することになっている。したがって，国有財産の取得，所管換，処分その他の事由によって，これに変動が生じた場合には，その増減を台帳に記録して整理を行っている。

国有財産は，原則として国有財産台帳に記録されるが，例外として記録されないものがある（国有財産法第38条）。これは，（イ）公共用財産のうち公園，広場として公共の用に供し，又は供するものと決定したもの以外のもの（すなわち，道路，河川，海浜地等）と，（ロ）一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けたものである。

なお，これらの財産については，所管大臣がそれぞれの管理法規により，管理を行うための公共物の管理台帳を作成することとなっている。

また，このほか，実際上国有財産台帳に記録されていない国有財産（いわゆる脱落地）があるが，これらについては，実態を把握する都度，台帳に記録することとしている。

ロ．国有財産台帳に新たに登録される価格は，原則として取得価格である。この台帳価格については，財務大臣が指定するものを除き，その後の価格変動等に伴う修正を行うため，国有財産法施行令第23条の規定に基づき，毎年度，評価替（以下「価格改定」という。）を行うこととしている。

（注）価格改定の評価方法

・土地…原則として，相続税評価額

・建物，工作物等…改定前台帳価格から減価償却額を控除した額

・政府出資等…市場価格のあるものは市場価格，市場価格のないものは純資産額

ハ．平成22年１月からの国有財産総合情報管理システムの実施に伴い，国有財産台帳は電子化されている。

### ⑶　国有財産増減及び現在額報告書等，同総計算書等

各省各庁の長は，その所管する国有財産について，年度間の増減及び当該年度末の現在額を，国有財産増減及び現在額報告書として作成することとなっている。また，その所管する国有財産のうち，国有財産法の規定により無償貸付をした財産について国有財産無償貸付状況報告書を作成することとなっている。

各省各庁の長はこれらの報告書を財務大臣に送付し，財務大臣はこれらに基づき国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書を作成することとされている（国有財産法第33条及び第36条）。

財務大臣は，この両総計算書を内閣に送付し，内閣はこれらを会計検査院に送付して検査を受けたうえ，翌年度開会の国会の常会に報告することとなっている（国有財産法第34条及び第37条）。

なお，平成15年度決算からは，国会からの「決算の早期化」の要請を受けて，両総計算書を国有財産法の規定よりも２ヶ月程度早く国会に報告することとされたところである。

（注）１．本特集号の国有財産に関する現在額等の統計数字は，令和３年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書に基づき作成したものである。

２．統計の配列は，総括関係統計，行政財産関係統計，普通財産関係統計の順とし，巻末に参考資料を掲載した。

## 第２　国有財産の現在額

### １．国有財産の総額

国有財産の令和３年度末における現在額は，126兆5,485億円であり，そのうち行政財産は26兆967億円（20.6％），普通財産は100兆4,518億円（79.4％）である。

（注）　国有財産の総額には，公共用財産のうち，道路，河川，海浜地等は含まれていない。

### ２．区分別現在額（統計１，２，８，20，24参照）

令和３年度末現在の国有財産を区分別にみると第２表のとおりであり，政府出資等が総額の74.5％を，土地が15.7％を占め，次いで立木竹，建物，工作物の順となっている。

⑴　土地

土地の現在額は87,679㎢，19兆8,056億円であり，この面積は，国土面積377,973㎢の約23.2％に相当する。

土地のうち，行政財産は86,664㎢，14兆6,700億円であり，普通財産は1,014㎢，５兆1,355億円である。

行政財産のうち，面積の主なものは，農林水産省所管の森林経営用財産85,307㎢（１兆482億円）である（第３表参照）。価格の主なものは，公用財産の12兆2,559億円（1,201㎢）であって，その主なものは，防衛省所管の４兆2,414億円（1,011㎢），国土交通省所管の１兆5,427億円（89㎢）及び財務省所管の１兆3,516億円（８㎢）である。

また，普通財産の土地の現況は第４表のとおりであって，アメリカ合衆国の軍隊への提供を行っているもの68㎢，２兆880億円，公園等として地方公共団体等へ貸し付けしているもの89㎢，２兆647億円が大半を占めている。

⑵　立木竹

立木竹の現在額は３兆6,250億円であって，行政財産は３兆6,094億円であり，普通財産は156億円である。

行政財産の主なものは，農林水産省所管の森林経営用財

第２表　令和３年度末国有財産区分別現在額

（令和４年３月31日現在）（単位　億円）

| 区分 | 数量単位 | 数量 | 価格 |
|---|---|---|---|
| 土地 | 千平方メートル | 87,679,168 | 198,056 |
| 立木竹 | | | 36,250 |
| 建物 | 延べ千平方メートル | 58,651 | 33,911 |
| 工作物 | | | 25,235 |
| 機械器具 | | | 0 |
| 船舶 | 隻 | 2,337 | 15,561 |
| 航空機 | 機 | 1,568 | 11,411 |
| 地上権等 | 千平方メートル | 3,129 | 29 |
| 特許権等 | 千件 | 1,893 | 13 |
| 政府出資等 | | | 942,439 |
| 不動産の信託の受益権 | 件 | 2 | 2,577 |
| 合計 | | | 1,265,485 |

（注）1.　公園・広場以外の，道路・河川・海浜地等の公共用財産は含まれていない。
2.　計数は，単位未満を切り捨てているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第２表　参　考

（単位　億円）

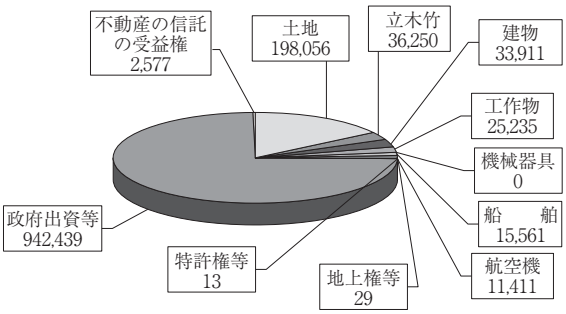


第３表　行政財産（土地）の現況

（令和４年３月31日現在）（単位　千㎡，億円，％）

| 種類 | 数量 | 割合 | 価格 | 割合 |
|---|---|---|---|---|
| 公用財産 | 1,201,094 | 1.4 | 122,559 | 83.5 |
| うち　防衛省所管 | 1,011,937 | 1.2 | 42,414 | 28.9 |
| うち　国土交通省所管 | 89,869 | 0.1 | 15,427 | 10.5 |
| 公共用財産 | 136,531 | 0.2 | 6,675 | 4.6 |
| 皇室用財産 | 19,055 | 0.0 | 6,982 | 4.8 |
| 森林経営用財産 | 85,307,823 | 98.4 | 10,482 | 7.1 |
| 合計 | 86,664,504 | 100.0 | 146,700 | 100.0 |

（注）　数量及び価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

**第４表　普通財産（土地）の現況**

（令和４年３月31日現在）（単位　千㎡，億円，％）

| 区分 | 数量 | 割合 | 価格 | 割合 |
|---|---|---|---|---|
| 一般会計所属財産 | 1,012,685 | 99.8 | 50,725 | 98.8 |
| 在日米軍への提供地 | 68,567 | 6.8 | 20,880 | 40.7 |
| 地方公共団体等への貸付地 | 89,875 | 8.9 | 20,647 | 40.2 |
| 時価貸付 | 15,317 | 1.5 | 4,866 | 9.5 |
| 無償貸付 | 71,365 | 7.0 | 14,304 | 27.9 |
| 減額貸付 | 3,192 | 0.3 | 1,476 | 2.9 |
| 未利用国有地 | 7,231 | 0.7 | 4,841 | 9.4 |
| その他（山林原野等） | 847,010 | 83.5 | 4,355 | 8.5 |
| 特別会計所属財産 | 1,979 | 0.2 | 630 | 1.2 |
| 合計 | 1,014,664 | 100.0 | 51,355 | 100.0 |

（注）　数量及び価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

産３兆5,236億円である。

また，普通財産の主なものは，環境省所管の84億円である。

(3)　**建物**

建物の現在額は延べ面積（以下「延べ」という。）58㎢，３兆3,911億円であって，行政財産は延べ48㎢，２兆8,999億円であり，普通財産は延べ９㎢，4,912億円である。

行政財産の主なものは，公用財産延べ47㎢，２兆8,330億円であって，その主なものは，防衛省所管の延べ17㎢，9,581億円，財務省所管の延べ８㎢，4,577億円及び法務省所管の延べ６㎢，4,021億円である。

また，普通財産の主なものは，財務省所管の延べ６㎢，3,328億円及び防衛省所管の延べ３㎢，1,328億円である。

(4)　**工作物**

工作物の現在額は２兆5,235億円であって，行政財産は２兆2,160億円であり，普通財産は3,074億円である。

行政財産の主なものは，公用財産２兆878億円であって，その主なものは，国土交通省所管の8,020億円，防衛省所管の4,768億円及び経済産業省所管の3,320億円である。

また，普通財産の主なものは，財務省所管の1,960億円及び防衛省所管の1,046億円である。

(5)　**機械器具**

機械器具の現在額は20円であって，そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。機械器具は，旧陸軍省，海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具であり，国有財産法附則第４条の規定によって国有財産とされている。

(6)　**船舶**

船舶の現在額は2,337隻，１兆5,561億円であって，行政財産は2,313隻，１兆5,560億円であり，普通財産は24隻，71百万円である。

行政財産の主なものは，公用財産2,234隻，１兆5,560億円であって，その主なものは，防衛省所管の474隻，１兆2,560億円及び国土交通省所管の1,519隻，2,694億円である。

また，普通財産の主なものは，防衛省所管の13隻，70百万円である。

(7)　**航空機**

航空機の現在額は1,568機，１兆1,411億円であって，行政財産は1,566機，１兆1,410億円であり，普通財産は２機，１億円である。

行政財産はすべて公用財産であって，その主なものは，防衛省所管の1,371機，１兆665億円及び国土交通省所管の107機，595億円である。

(8)　**地上権等**（統計９，10参照）

地上権等（地上権，地役権，鉱業権等）の現在額は３㎢，29億円であって，行政財産は３㎢，29億円であり，普通財産は１千㎡，５百万円である。

行政財産の主なものは，公用財産３㎢，29億円であって，その主なものは，環境省所管の地上権２㎢，20億円である。

また，普通財産の主なものは，財務省所管の地役権0.1千㎡，４百万円である。

(9)　**特許権等**（統計９，10参照）

特許権等（特許権，著作権，商標権，実用新案権等）の現在額は1,893千件，13億円であって，行政財産は1,892千

**第５表　政府出資現在額**

（令和４年３月31日現在）（単位　億円）

| 政府出資法人 | 法人数 | 国有財産台帳価格 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 一般会計 | 特別会計 | 合計 |
| 金融機関 | 2 | 1,588 | 127 | 1,715 |
| 事業団等 | 9 | 12,730 | 47,101 | 59,832 |
| 独立行政法人 | 83 | 327,645 | 38,407 | 366,053 |
| 国立大学法人 | 85 | 69,733 | － | 69,733 |
| 大学共同利用機関法人 | 4 | 2,601 | － | 2,601 |
| 特殊会社 | 29 | 168,359 | 159,924 | 328,283 |
| 国際機関 | 11 | 58,181 | 50,787 | 108,968 |
| 清算法人等 | 4 | 91 | － | 91 |
| 合計 | 227 | 640,930 | 296,348 | 937,278 |

（注）1.　市場価格のある株式及び出資証券は市場価格により，また，市場価格のないものは各法人及び各勘定の貸借対照表の総資産から総負債を差し引いた純資産額により，それぞれ年度末時点で評価したものとしている（国有財産台帳価格）。
2.　金融機関…沖縄振興開発金融公庫及び日本銀行。
3.　事業団等…日本私立学校振興・共済事業団外８事業団等。
4.　独立行政法人…国立公文書館外82法人。
5.　国立大学法人…北海道大学外84国立大学法人。
6.　大学共同利用機関法人…人間文化研究機構外３大学共同利用機関法人。
7.　特殊会社…日本電信電話株式会社外28会社。
8.　国際機関…国際通貨基金外10機関。
9.　清算法人等…日本製鐵株式会社外１清算法人及び南方開発金庫外１閉鎖機関。
10.　計数は，単位未満を切り捨てているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

件，12億円であり，普通財産は0.1千件，0.5億円である。

行政財産の主なものは，公用財産であって，国土交通省所管の著作権1,888千件，11億円である。

また，普通財産の主なものは，農林水産省所管の著作権１件，0.4億円である。

⑽ **政府出資等**

政府出資等の現在額は国有財産総額の74.5％に及ぶ94兆2,439億円であって，その99.5％に当たる93兆7,278億円は，国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて独立行政法人等に対して出資等を行ったことにより取得した出資による権利，株式等の普通財産である。

政府出資の現在額を会計別，出資法人の種類別にみると第５表のとおりであって，このうち，64兆930億円は一般会計からの，29兆6,348億円は特別会計からの出資である。

一般会計からの出資の主なものは，株式会社日本政策金融公庫（14兆882億円），独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（10兆3,871億円），独立行政法人国際協力機構（10兆2,320億円）及び国際開発協会（３兆3,777億円）への出資である。

特別会計からの出資の主なものは，外国為替資金特別会計から国際通貨基金（５兆787億円），年金特別会計から全国健康保険協会（４兆5,533億円），財政投融資特別会計から日本電信電話株式会社（４兆4,676億円），財政投融資特別会計から株式会社日本政策投資銀行（３兆7,588億円）及び財政投融資特別会計から株式会社国際協力銀行（２兆8,672億円）への出資である。

（法人別内訳及び法人の概要は統計13，14参照）

⑾ **不動産の信託の受益権**

不動産の信託の受益権の現在額は，財務省所管の普通財産２件，2,577億円である。

**第６表　国有財産会計別・分類別・種類別現在額**（令和４年３月31日現在）

（単位　億円，％）

| 分類・種類 | 土地 | | 建物 | | その他 | | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 価格 | 数量 | 価格 | 価格 | うち | | 価格 | 割合 |
| （一般会計） | 千平方メートル | | 延べ千平方メートル | | | | | | |
| 行政財産 | 86,589,921 | 133,930 | 46,456 | 27,500 | 74,917 | 立木竹 | 36,046 | 236,348 | 25.2 |
| 公用財産 | 1,126,510 | 109,789 | 45,625 | 26,832 | 38,252 | 船舶 | 15,507 | 174,874 | 18.6 |
| 公共用財産 | 136,531 | 6,675 | 620 | 597 | 783 | 工作物 | 651 | 8,055 | 0.9 |
| 皇室用財産 | 19,055 | 6,982 | 210 | 71 | 99 | 工作物 | 84 | 7,153 | 0.8 |
| 森林経営用財産 | 85,307,823 | 10,482 | － | － | 35,782 | 立木竹 | 35,236 | 46,264 | 4.9 |
| 普通財産 | 1,012,685 | 50,725 | 9,835 | 4,889 | 646,764 | 政府出資等 | 640,959 | 702,380 | 74.8 |
| 計 | 87,602,606 | 184,655 | 56,291 | 32,390 | 721,682 | | | 938,729 | 100.0 |
| （特別会計） | | | | | | | | | |
| 行政財産 | 74,583 | 12,770 | 2,205 | 1,498 | 10,349 | 工作物 | 10,227 | 24,618 | 7.5 |
| 公用財産 | 74,583 | 12,770 | 2,205 | 1,498 | 10,349 | 工作物 | 10,227 | 24,618 | 7.5 |
| 公共用財産 | － | － | － | － | － | | － | － | － |
| 皇室用財産 | － | － | － | － | － | | － | － | － |
| 森林経営用財産 | － | － | － | － | － | | － | － | － |
| 普通財産 | 1,979 | 630 | 155 | 22 | 301,485 | 政府出資等 | 301,479 | 302,138 | 92.5 |
| 計 | 76,562 | 13,400 | 2,360 | 1,521 | 311,835 | | | 326,756 | 100.0 |
| （合計） | | | | | | | | | |
| 行政財産 | 86,664,504 | 146,700 | 48,661 | 28,999 | 85,267 | 立木竹 | 36,094 | 260,967 | 20.6 |
| 公用財産 | 1,201,094 | 122,559 | 47,830 | 28,330 | 48,602 | 工作物 | 20,878 | 199,493 | 15.8 |
| 公共用財産 | 136,531 | 6,675 | 620 | 597 | 783 | 工作物 | 651 | 8,055 | 0.6 |
| 皇室用財産 | 19,055 | 6,982 | 210 | 71 | 99 | 工作物 | 84 | 7,153 | 0.6 |
| 森林経営用財産 | 85,307,823 | 10,482 | － | － | 35,782 | 立木竹 | 35,236 | 46,264 | 3.7 |
| 普通財産 | 1,014,664 | 51,355 | 9,990 | 4,912 | 948,250 | 政府出資等 | 942,439 | 1,004,518 | 79.4 |
| 合計 | 87,679,168 | 198,056 | 58,651 | 33,911 | 1,033,517 | | | 1,265,485 | 100.0 |

（注）1.　一般会計合計額と特別会計合計額の割合は，一般会計74.2%，特別会計25.8%である。
2.「その他」は，立木竹，工作物，機械器具，船舶，航空機，地上権等，特許権等，政府出資等及び不動産の信託の受益権である。
3.　数量及び価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

## 第６表　（参考）国有財産分類別・種類別現在額（令和４年３月31日現在）

### １．分類・種類別

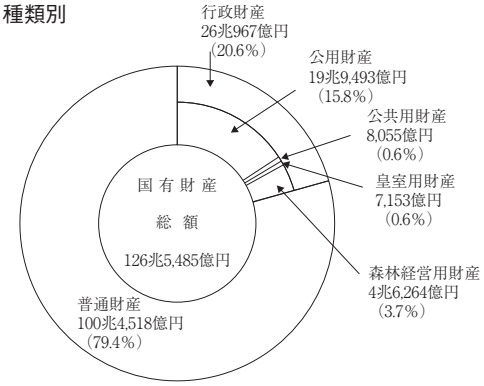


### ２．行政財産

#### (1)　公用財産

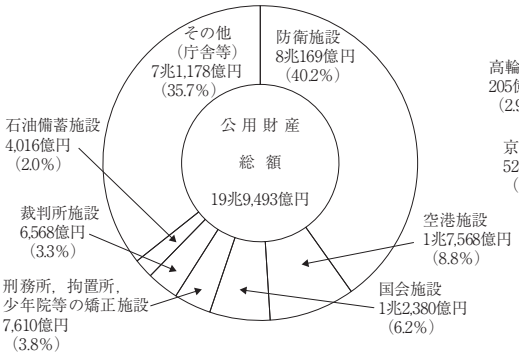


#### (2)　公共用財産

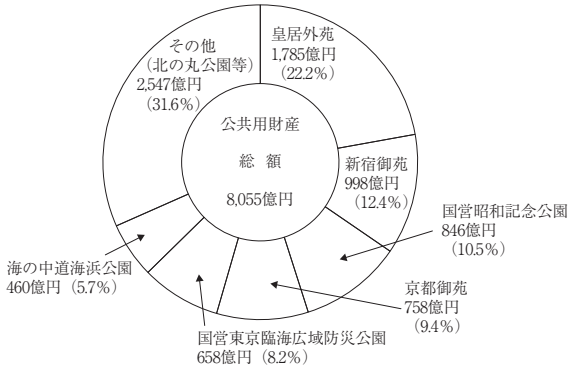


#### (3)　皇室用財産

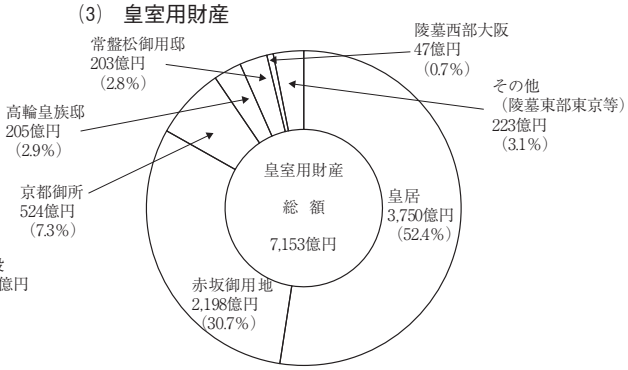


#### (4)　森林経営用財産

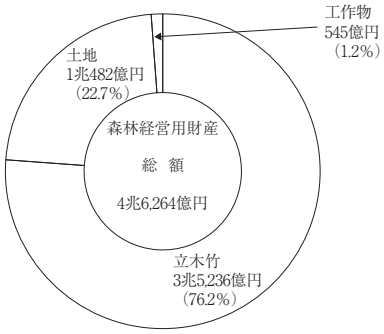


### ３．普通財産

#### (1)　総額

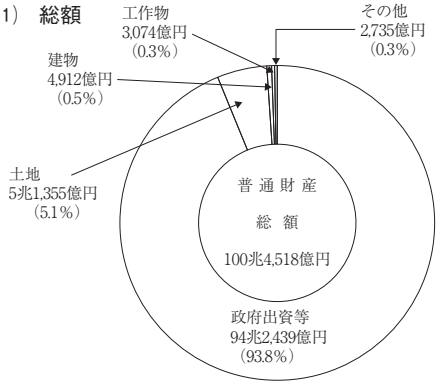


#### (2)　普通財産（土地）

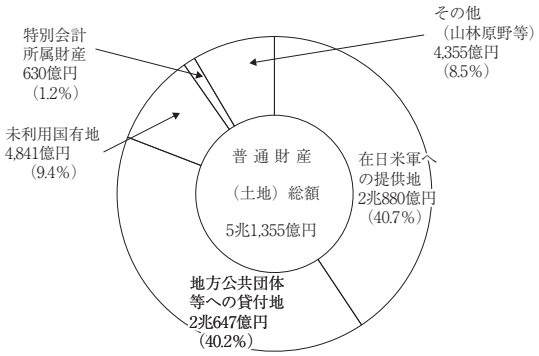

### ３．会計別・分類別・種類別現在額（統計３，８参照）

令和３年度末現在の国有財産を会計別，分類別，種類別にみると第６表のとおりである。

また，公用財産，公共用財産，皇室用財産，森林経営用財産及び普通財産について，それぞれの用途別の割合を図示すれば第６表（参考）のとおりである。

なお，行政財産及び普通財産について，区分別に表示すると第７表のとおりである。

### ４．所管別現在額（統計５，18，20，24参照）

令和３年度末現在の国有財産を所管別にみると第８表のとおりである。現在額の73.4％に当たる92兆9,090億円が財務省所管に係るものであって，その98.0％は普通財産91兆162億円（主として政府出資等85兆2,292億円）である。

次に，防衛省所管に係るものが総額の6.5％，８兆2,572億円であって，その97.1％は行政財産８兆169億円（主として土地４兆2,414億円）である。

以下，厚生労働省所管に係るものが総額の5.1％，６兆4,470億円であって，その92.3％は普通財産５兆9,483億円（主として政府出資等５兆9,412億円），農林水産省所管に係るものが総額の4.0％，５兆473億円であって，その97.4％は行政財産４兆9,177億円（主として立木竹３兆5,579億円）の順となっている。

## 第３　国有財産の増減額

### １．増減の総額（統計15，16参照）

国有財産の令和３年度中の総増加額は14兆1,161億円，総減少額は４兆8,273億円であって，差し引き９兆2,887億円の純増加となっている。

### ２．区分別増減額（統計15参照）

令和３年度における国有財産の増減額を区分別にみると第９表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第10表のとおりであって，増加した主なものは，政府出資等６兆4,238億円（８兆5,551億円増加，２兆1,312億円減少）及び航空機4,367億円（4,561億円増加，193億円減少）であり，減少した主なものは，土地133億円（3,733億円増加，3,867億円減少）である。また，価格改定による増減額は第11表のとおりである。

### ３．会計別増減額

令和３年度における国有財産の増減額を会計別にみると第12表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第13表のとおりであって，一般会計は８兆4,051億円（９兆5,543億円増加，１兆1,491億円減少）の増加，特別会計は9,210億円（5,553億円増加，１兆4,764億円減少）の減少となっている。

特別会計の増加の主なものは，国債整理基金特別会計2,407億円，財政投融資特別会計1,912億円及びエネルギー対策特別会計612億円，減少の主なものは，国債整理基金特別会計１兆2,862億円及びエネルギー対策特別会計654億円である。

第７表　国有財産分類別・区分別現在額

（令和４年３月31日現在）（単位　億円，％）

| 分類・区分 | 価格 | 割合 |
|---|---|---|
| 行政財産 | 260,967 | 20.6 |
| 土地 | 146,700 | 11.6 |
| 立木竹 | 36,094 | 2.9 |
| 建物 | 28,999 | 2.3 |
| 工作物 | 22,160 | 1.8 |
| 船舶・航空機 | 26,970 | 2.1 |
| その他 | 42 | 0.0 |
| 普通財産 | 1,004,518 | 79.4 |
| 土地 | 51,355 | 4.1 |
| 立木竹 | 156 | 0.0 |
| 建物 | 4,912 | 0.4 |
| 工作物 | 3,074 | 0.2 |
| 機械器具 | 0 | 0.0 |
| 船舶・航空機 | 1 | 0.0 |
| 政府出資等 | 942,439 | 74.5 |
| その他 | 2,577 | 0.2 |
| 合計 | 1,265,485 | 100.0 |

（注）１．上記は，国有財産増減及び現在額総計算書に基づき作成したものであり，道路，河川等は含まれていない。
２．価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

### ４．分類別・種類別増減額

令和３年度における国有財産の増減額を分類別，種類別にみると第14表のとおりである。この増減額から価格改定による増減額を差し引いた増減額は第15表のとおりであって，行政財産の純増加額は9,092億円であり，普通財産の純増加額は６兆5,748億円である。

### ５．所管別増減額（統計16参照）

令和３年度における国有財産の増減額を所管別にみると第16表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第17表のとおりであって，増加した主なものは，財務省所管の６兆4,552億円（８兆6,930億円増加，２兆2,378億円減少），減少した主なものは，厚生労働省所管の520億円（77億円増加，597億円減少）である。

### ６．事由別増減額（統計15，16参照）

国有財産の増減を事由別に大別すると，国と国以外の者と

## 第８表　国有財産分類別・所管別現在額（令和４年３月31日現在）

（単位　億円，％）

| 分類・所管 | 土地 | | 建物 | | その他 | | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 価格 | 数量 | 価格 | 価格 | うち | | 価格 | 割合 |
| （行政財産） | 千平方メートル | | 延べ千平方メートル | | | | | | |
| 衆議院 | 360 | 7,838 | 623 | 643 | 143 | 工作物 | 138 | 8,625 | 3.3 |
| 参議院 | 135 | 3,448 | 221 | 234 | 71 | 工作物 | 64 | 3,755 | 1.4 |
| 最高裁判所 | 2,166 | 4,685 | 2,001 | 1,520 | 362 | 工作物 | 351 | 6,568 | 2.5 |
| 会計検査院 | 46 | 15 | 12 | 4 | 1 | 工作物 | 1 | 22 | 0.0 |
| 内閣 | 325 | 326 | 59 | 50 | 35 | 工作物 | 34 | 412 | 0.2 |
| 内閣府 | 23,672 | 16,362 | 2,504 | 1,628 | 818 | 工作物 | 625 | 18,809 | 7.2 |
| デジタル庁 | － | － | 1 | 4 | 5 | 工作物 | 5 | 9 | 0.0 |
| 総務省 | 305 | 1,358 | 288 | 239 | 61 | 工作物 | 46 | 1,658 | 0.6 |
| 法務省 | 38,267 | 8,952 | 6,334 | 4,021 | 1,131 | 工作物 | 1,099 | 14,105 | 5.4 |
| 外務省 | 1,083 | 2,801 | 611 | 1,029 | 749 | 工作物 | 742 | 4,581 | 1.8 |
| 財務省 | 8,843 | 13,516 | 8,961 | 4,577 | 833 | 工作物 | 749 | 18,927 | 7.3 |
| 文部科学省 | 5,007 | 3,027 | 269 | 350 | 48 | 工作物 | 47 | 3,426 | 1.3 |
| 厚生労働省 | 9,751 | 3,309 | 2,176 | 1,325 | 352 | 工作物 | 342 | 4,987 | 1.9 |
| 農林水産省 | 85,312,245 | 12,493 | 1,035 | 296 | 36,387 | 立木竹 | 35,579 | 49,177 | 18.8 |
| 経済産業省 | 11,595 | 3,331 | 378 | 208 | 3,389 | 工作物 | 3,320 | 6,929 | 2.7 |
| 国土交通省 | 127,432 | 18,163 | 4,881 | 2,920 | 11,898 | 工作物 | 8,448 | 32,981 | 12.6 |
| 環境省 | 111,326 | 4,653 | 315 | 362 | 802 | 工作物 | 757 | 5,818 | 2.2 |
| 防衛省 | 1,011,937 | 42,414 | 17,982 | 9,581 | 28,173 | 船舶 | 12,560 | 80,169 | 30.7 |
| 計 | 86,664,504 | 146,700 | 48,661 | 28,999 | 85,267 | | | 260,967 | 100.0 |
| （普通財産） | | | | | | | | | |
| 衆議院 | － | － | － | － | － | | － | － | － |
| 参議院 | － | － | － | － | － | | － | － | － |
| 最高裁判所 | － | － | － | － | － | | － | － | － |
| 会計検査院 | － | － | － | － | － | | － | － | － |
| 内閣 | － | － | － | － | － | | － | － | － |
| 内閣府 | － | － | 0 | 0 | 94 | 政府出資等 | 93 | 94 | 0.0 |
| デジタル庁 | － | － | － | － | － | | － | － | － |
| 総務省 | 12 | 0 | 2 | 0 | 0 | 工作物 | 0 | 0 | 0.0 |
| 法務省 | 1 | 99 | 0 | 0 | － | | － | 99 | 0.0 |
| 外務省 | 25 | 2 | 15 | 13 | 11 | 工作物 | 11 | 27 | 0.0 |
| 財務省 | 785,527 | 49,961 | 6,446 | 3,328 | 856,872 | 政府出資等 | 852,292 | 910,162 | 90.6 |
| 文部科学省 | 138 | 1 | 22 | 21 | 1,862 | 政府出資等 | 1,862 | 1,885 | 0.2 |
| 厚生労働省 | 325 | 60 | 60 | 9 | 59,412 | 政府出資等 | 59,412 | 59,483 | 5.9 |
| 農林水産省 | 226,096 | 881 | 15 | 3 | 410 | 政府出資等 | 409 | 1,295 | 0.1 |
| 経済産業省 | 5 | 0 | 1 | 1 | 19,927 | 政府出資等 | 19,927 | 19,929 | 2.0 |
| 国土交通省 | 2,519 | 345 | 7 | 3 | 8,400 | 政府出資等 | 8,395 | 8,749 | 0.9 |
| 環境省 | － | － | 310 | 203 | 185 | 立木竹 | 84 | 388 | 0.0 |
| 防衛省 | 11 | 1 | 3,108 | 1,328 | 1,072 | 工作物 | 1,046 | 2,402 | 0.2 |
| 計 | 1,014,664 | 51,355 | 9,990 | 4,912 | 948,250 | | | 1,004,518 | 100.0 |
| （合計） | | | | | | | | | |
| 衆議院 | 360 | 7,838 | 623 | 643 | 143 | 工作物 | 138 | 8,625 | 0.7 |
| 参議院 | 135 | 3,448 | 221 | 234 | 71 | 工作物 | 64 | 3,755 | 0.3 |
| 最高裁判所 | 2,166 | 4,685 | 2,001 | 1,520 | 362 | 工作物 | 351 | 6,568 | 0.5 |
| 会計検査院 | 46 | 15 | 12 | 4 | 1 | 工作物 | 1 | 22 | 0.0 |
| 内閣 | 325 | 326 | 59 | 50 | 35 | 工作物 | 34 | 412 | 0.0 |
| 内閣府 | 23,672 | 16,362 | 2,504 | 1,628 | 912 | 工作物 | 625 | 18,903 | 1.5 |
| デジタル庁 | － | － | 1 | 4 | 5 | 工作物 | 5 | 9 | 0.0 |
| 総務省 | 317 | 1,358 | 290 | 239 | 61 | 工作物 | 46 | 1,659 | 0.1 |
| 法務省 | 38,268 | 9,051 | 6,334 | 4,021 | 1,131 | 工作物 | 1,099 | 14,204 | 1.1 |
| 外務省 | 1,109 | 2,804 | 627 | 1,043 | 761 | 工作物 | 754 | 4,609 | 0.4 |
| 財務省 | 794,371 | 63,478 | 15,407 | 7,906 | 857,705 | 政府出資等 | 852,292 | 929,090 | 73.4 |
| 文部科学省 | 5,146 | 3,028 | 291 | 371 | 1,911 | 政府出資等 | 1,862 | 5,311 | 0.4 |
| 厚生労働省 | 10,076 | 3,370 | 2,236 | 1,334 | 59,765 | 政府出資等 | 59,412 | 64,470 | 5.1 |
| 農林水産省 | 85,538,342 | 13,375 | 1,050 | 299 | 36,798 | 立木竹 | 35,580 | 50,473 | 4.0 |
| 経済産業省 | 11,600 | 3,331 | 380 | 210 | 23,316 | 政府出資等 | 19,927 | 26,858 | 2.1 |
| 国土交通省 | 129,952 | 18,509 | 4,889 | 2,923 | 20,299 | 工作物 | 8,450 | 41,731 | 3.3 |
| 環境省 | 111,326 | 4,653 | 626 | 565 | 987 | 工作物 | 810 | 6,206 | 0.5 |
| 防衛省 | 1,011,948 | 42,416 | 21,090 | 10,910 | 29,246 | 船舶 | 12,561 | 82,572 | 6.5 |
| 計 | 87,679,168 | 198,056 | 58,651 | 33,911 | 1,033,517 | | | 1,265,485 | 100.0 |

（注）1.「その他」は，立木竹，工作物，機械器具，船舶，航空機，地上権等，特許権等，政府出資等及び不動産の信託の受益権である。
2. 数量及び価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

## 第9表　国有財産区分別増減額（令和３年度）

（単位　億円，％）

| 区分 | | 数量単位 | 増 | | | 減 | | | 差引 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 数量 | 価格 | 割合 | 数量 | 価格 | 割合 | 数量 | 価格 |
| 土地 | | 千平方メートル | 6,235 | 5,031 | 3.6 | 8,019 | 5,998 | 12.4 | △1,783 | △966 |
| 立木竹 | 樹木 | 千本 | 41 | 112 | (0.1) | 62 | 7 | (0.0) | △20 | 105 |
| | 立木 | 千立方メートル | 21,060 | 4,098 | (2.9) | 7,817 | 595 | (1.2) | 13,242 | 3,502 |
| | 竹 | 千束 | 0 | 1 | (0.0) | 1 | 0 | (0.0) | △1 | 1 |
| | 計 | | | 4,212 | 3.0 | | 603 | 1.2 | | 3,609 |
| 建物 | 建面積 | 千平方メートル | 329 | 1,539 | 1.1 | 328 | 1,800 | 3.7 | 0 | △260 |
| | 延べ面積 | 千平方メートル | 778 | | | 729 | | | 48 | |
| 工作物 | | | | 2,479 | 1.8 | | 3,128 | 6.5 | | △648 |
| 機械器具 | | | | － | － | | 0 | 0.0 | | △0 |
| 船舶 | 汽船 | 隻 | 100 | 686 | (0.5) | 103 | 648 | (1.3) | △3 | 38 |
| | | 千トン | 23 | | | 14 | | | 9 | |
| | 艦船 | 隻 | 16 | 1,402 | (1.0) | 15 | 1,767 | (3.7) | 1 | △364 |
| | | 千トン | 16 | | | 15 | | | 0 | |
| | 雑船 | 隻 | 49 | 5 | (0.0) | 46 | 5 | (0.0) | 3 | △0 |
| | 計 | 隻 | 165 | 2,094 | 1.5 | 164 | 2,421 | 5.0 | 1 | △326 |
| 航空機 | | 機 | 51 | 4,561 | 3.2 | 49 | 3,723 | 7.7 | 2 | 838 |
| 地上権等 | | 千平方メートル | 60 | 1 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 59 | 0 |
| 特許権等 | | 千件 | 13 | 1 | 0.0 | 0 | 2 | 0.0 | 13 | △1 |
| 政府出資等 | | | | 121,224 | 85.9 | | 30,596 | 63.4 | | 90,627 |
| 不動産の信託の受益権 | | 件 | － | 15 | 0.0 | － | － | － | － | 15 |
| 合計 | | | | 141,161 | 100.0 | | 48,273 | 100.0 | | 92,887 |

（注）　数量及び価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

## 第10表　国有財産区分別増減額（令和３年度）
### （価格改定による増減額を除いたもの）

（単位　億円，％）

| 区分 | | 数量単位 | 増 | | | 減 | | | 差引 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 数量 | 価格 | 割合 | 数量 | 価格 | 割合 | 数量 | 価格 |
| 土地 | | 千平方メートル | 6,235 | 3,733 | 3.7 | 8,019 | 3,867 | 14.7 | △1,783 | △133 |
| 立木竹 | 樹木 | 千本 | 41 | 7 | (0.0) | 62 | 7 | (0.0) | △20 | 0 |
| | 立木 | 千立方メートル | 21,060 | 1,127 | (1.1) | 7,817 | 212 | (0.8) | 13,242 | 915 |
| | 竹 | 千束 | 0 | 0 | (0.0) | 1 | 0 | (0.0) | △1 | △0 |
| | 計 | | | 1,135 | 1.1 | | 220 | 0.8 | | 915 |
| 建物 | 建面積 | 千平方メートル | 329 | 1,539 | 1.5 | 328 | 240 | 0.9 | 0 | 1,299 |
| | 延べ面積 | 千平方メートル | 778 | | | 729 | | | 48 | |
| 工作物 | | | | 2,479 | 2.5 | | 131 | 0.5 | | 2,348 |
| 機械器具 | | | | － | － | | 0 | 0.0 | | △0 |
| 船舶 | 汽船 | 隻 | 100 | 686 | (0.7) | 103 | 262 | (1.0) | △3 | 424 |
| | | 千トン | 23 | | | 14 | | | 9 | |
| | 艦船 | 隻 | 16 | 1,402 | (1.4) | 15 | 25 | (0.1) | 1 | 1,376 |
| | | 千トン | 16 | | | 15 | | | 0 | |
| | 雑船 | 隻 | 49 | 5 | (0.0) | 46 | 2 | (0.0) | 3 | 2 |
| | 計 | 隻 | 165 | 2,094 | 2.1 | 164 | 290 | 1.1 | 1 | 1,804 |
| 航空機 | | 機 | 51 | 4,561 | 4.5 | 49 | 193 | 0.7 | 2 | 4,367 |
| 地上権等 | | 千平方メートル | 60 | 1 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 59 | 1 |
| 特許権等 | | 千件 | 13 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 13 | 0 |
| 政府出資等 | | | | 85,551 | 84.6 | | 21,312 | 81.2 | | 64,238 |
| 不動産の信託の受益権 | | 件 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 合計 | | | | 101,096 | 100.0 | | 26,255 | 100.0 | | 74,841 |

（注）　数量及び価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

## 第11表　国有財産区分別増減額（令和３年度）
### （価格改定によるもの）

（単位　億円，％）

| 区分 | 増 | | 減 | | 差引 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 価格 | 割合 | 価格 | 割合 | 価格 |
| 土地 | 1,298 | 3.2 | 2,131 | 9.7 | △832 |
| 立木竹 樹木 | 105 | (0.3) | － | (－) | 105 |
| 立木竹 立木 | 2,970 | (7.4) | 383 | (1.7) | 2,587 |
| 立木竹 竹 | 1 | (0.0) | － | (－) | 1 |
| 立木竹 計 | 3,077 | 7.7 | 383 | 1.7 | 2,694 |
| 建物 | － | － | 1,560 | 7.1 | △1,560 |
| 工作物 | － | － | 2,997 | 13.6 | △2,997 |
| 機械器具 | － | － | － | － | － |
| 船舶 汽船 | － | (－) | 386 | (1.8) | △386 |
| 船舶 艦船 | － | (－) | 1,741 | (7.9) | △1,741 |
| 船舶 雑船 | － | (－) | 3 | (0.0) | △3 |
| 船舶 計 | － | － | 2,131 | 9.7 | △2,131 |
| 航空機 | － | － | 3,529 | 16.0 | △3,529 |
| 地上権等 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | △0 |
| 特許権等 | 0 | 0.0 | 1 | 0.0 | △1 |
| 政府出資等 | 35,672 | 89.0 | 9,283 | 42.2 | 26,388 |
| 不動産の信託の受益権 | 15 | 0.0 | － | － | 15 |
| **合計** | **40,064** | **100.0** | **22,017** | **100.0** | **18,046** |

（注）　価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

## 第12表　国有財産会計別増減額（令和３年度）

（単位　億円，％）

| 会計 | 土地 | | 建物 | | その他 | | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 価格 | 数量 | 価格 | 価格 | うち | | 価格 | 割合 |
| **（増加額）** | 千平方メートル | | 延べ千平方メートル | | | | | | |
| 一般会計 | 6,036 | 4,646 | 760 | 1,497 | 107,578 | 政府出資等 | 94,738 | 113,722 | 80.6 |
| 特別会計 | 198 | 384 | 17 | 42 | 27,011 | 政府出資等 | 26,485 | 27,438 | 19.4 |
| **合計** | **6,235** | **5,031** | **778** | **1,539** | **134,589** | | | **141,161** | **100.0** |
| **（減少額）** | | | | | | | | | |
| 一般会計 | 7,753 | 5,747 | 655 | 1,675 | 21,684 | 政府出資等 | 12,858 | 29,107 | 60.3 |
| 特別会計 | 265 | 250 | 74 | 125 | 18,790 | 政府出資等 | 17,737 | 19,166 | 39.7 |
| **合計** | **8,019** | **5,998** | **729** | **1,800** | **40,475** | | | **48,273** | **100.0** |
| **（差引額）** | | | | | | | | | |
| 一般会計 | △1,717 | △1,100 | 105 | △177 | 85,894 | 政府出資等 | 81,879 | 84,615 | |
| 特別会計 | △66 | 134 | △56 | △83 | 8,220 | 政府出資等 | 8,748 | 8,271 | |
| **合計** | **△1,783** | **△966** | **48** | **△260** | **94,114** | | | **92,887** | |

（注）1.「その他」は，立木竹，工作物，機械器具，船舶，航空機，地上権等，特許権等，政府出資等及び不動産の信託の受益権である。
　　2.　数量及び価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

## 第13表　国有財産会計別増減額（令和３年度）
### （価格改定による増減額を除いたもの）

（単位　億円，％）

| 会計 | 土地 | | 建物 | | その他 | | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 価格 | 数量 | 価格 | 価格 | うち | | 価格 | 割合 |
| **（増加額）** | 千平方メートル | | 延べ千平方メートル | | | | | | |
| 一般会計 | 6,036 | 3,552 | 760 | 1,497 | 90,492 | 政府出資等 | 80,739 | 95,543 | 94.5 |
| 特別会計 | 198 | 180 | 17 | 42 | 5,331 | 政府出資等 | 4,812 | 5,553 | 5.5 |
| **合計** | **6,235** | **3,733** | **778** | **1,539** | **95,824** | | | **101,096** | **100.0** |
| （減少額） | | | | | | | | | |
| 一般会計 | 7,753 | 3,672 | 655 | 185 | 7,634 | 政府出資等 | 6,840 | 11,491 | 43.8 |
| 特別会計 | 265 | 194 | 74 | 54 | 14,514 | 政府出資等 | 14,471 | 14,764 | 56.2 |
| **合計** | **8,019** | **3,867** | **729** | **240** | **22,148** | | | **26,255** | **100.0** |
| **（差引額）** | | | | | | | | | |
| 一般会計 | △1,717 | △119 | 105 | 1,312 | 82,858 | 政府出資等 | 73,898 | 84,051 | |
| 特別会計 | △66 | △14 | △56 | △12 | △9,183 | 政府出資等 | △9,659 | △9,210 | |
| **合計** | **△1,783** | **△133** | **48** | **1,299** | **73,675** | | | **74,841** | |

（注）1.「その他」は，立木竹，工作物，機械器具，船舶，航空機，地上権等，特許権等，政府出資等及び不動産の信託の受益権である。
　　2.　数量及び価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第14表　国有財産分類別・種類別増減額（令和３年度）

（単位　億円，％）

| 分類・種類 | 土地 | | 建物 | | その他 | | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 価格 | 数量 | 価格 | 価格 | うち | | 価格 | 割合 |
| （増加額） | 千平方メートル | | 延べ千平方メートル | | | | | | |
| 行政財産 | 1,930 | 2,900 | 558 | 1,322 | 13,021 | 航空機 | 4,561 | 17,243 | 12.2 |
| 公用財産 | 1,900 | 2,830 | 550 | 1,256 | 8,719 | 航空機 | 4,561 | 12,806 | 9.1 |
| 公共用財産 | 25 | 25 | 7 | 60 | 101 | 工作物 | 83 | 186 | 0.1 |
| 皇室用財産 | 0 | 43 | 1 | 5 | 10 | 工作物 | 8 | 59 | 0.0 |
| 森林経営用財産 | 4 | 1 | － | － | 4,189 | 立木竹 | 4,067 | 4,190 | 3.0 |
| 普通財産 | 4,305 | 2,131 | 219 | 217 | 121,568 | 政府出資等 | 121,224 | 123,917 | 87.8 |
| 合計 | 6,235 | 5,031 | 778 | 1,539 | 134,589 | | | 141,161 | 100.0 |
| （減少額） | | | | | | | | | |
| 行政財産 | 1,811 | 5,007 | 520 | 1,540 | 9,464 | 航空機 | 3,722 | 16,011 | 33.2 |
| 公用財産 | 1,434 | 4,912 | 519 | 1,495 | 8,647 | 航空機 | 3,722 | 15,055 | 31.2 |
| 公共用財産 | 25 | 9 | 0 | 32 | 94 | 工作物 | 93 | 136 | 0.3 |
| 皇室用財産 | － | 0 | 0 | 11 | 13 | 工作物 | 13 | 25 | 0.1 |
| 森林経営用財産 | 351 | 84 | － | － | 709 | 立木竹 | 590 | 794 | 1.6 |
| 普通財産 | 6,207 | 990 | 209 | 260 | 31,010 | 政府出資等 | 30,596 | 32,262 | 66.8 |
| 合計 | 8,019 | 5,998 | 729 | 1,800 | 40,475 | | | 48,273 | 100.0 |
| （差引額） | | | | | | | | | |
| 行政財産 | 118 | △2,106 | 38 | △217 | 3,557 | 立木竹 | 3,588 | 1,232 | |
| 公用財産 | 465 | △2,081 | 30 | △239 | 72 | 航空機 | 838 | △2,248 | |
| 公共用財産 | 0 | 15 | 6 | 27 | 6 | 立木竹 | 17 | 50 | |
| 皇室用財産 | 0 | 42 | 1 | △5 | △2 | 工作物 | △4 | 34 | |
| 森林経営用財産 | △346 | △83 | － | － | 3,480 | 立木竹 | 3,476 | 3,396 | |
| 普通財産 | △1,902 | 1,140 | 10 | △42 | 90,557 | 政府出資等 | 90,627 | 91,655 | |
| 合計 | △1,783 | △966 | 48 | △260 | 94,114 | | | 92,887 | |

（注）1.「その他」は，立木竹，工作物，機械器具，船舶，航空機，地上権等，特許権等，政府出資等及び不動産の信託の受益権である。
2. 数量及び価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

の間の異動と，国の内部における異動とに分けることができる。

前者を対外的異動，後者を対内的異動とすれば，購入，売払，出資等は対外的異動であり，所管換（各省各庁の長の間において国有財産の所管を移すことをいう。），所属替（同一所管内において二以上の部局等がある場合に，一の部局等に所属する国有財産を他の部局等の所属に移すことをいう。）等は対内的異動である。

対外的異動には，増加については，歳出を伴うもの（購入，新築，新設等）と歳出を伴わないもの（租税物納等）があり，減少については，歳入を伴うもの（売払，出資金回収等）と歳入を伴わないもの（譲与，取こわし等）がある。

対内的異動は，調整上の増減，整理上の増減及び価格改定上の増減に分けることができる。

**イ．調整上の増減**

所管換，所属替，引継，引受（引継，引受とは，各省各庁で行政財産の用途を廃止し，当該財産を財務省へ引き継ぎ，財務省がこれを引き受けることをいう。），整理替（同一部局内において，用途変更を伴わないで所属口座に異動（分割を含む。）があることをいう。）等国有財産の管理を効率化するため国の内部で行う調整に伴う増減である。

**ロ．整理上の増減**

実測（土地，建物及び工作物に適用），実査（立木竹に適用），誤謬訂正，報告洩等による増減である。

**ハ．価格改定上の増減**

令和４年３月31日現在で行った価格改定の結果による増減である。

令和３年度における国有財産の増減額を異動の内容別にみると第18表のとおりである。増加額では，対外的異動が66.5％，対内的異動が33.5％であり，減少額では，対外的異動が40.9％，対内的異動が59.1％となっている。

**(1)　増加額について**

増加額の主なものを挙げると次のとおりである。

**イ．対外的異動によるもの**

(イ)　歳出を伴うもの

**出　資（現金）**　　８兆845億円

現金出資による政府出資等の増であり，その主なものは，一般会計から株式会社日本政策金融公庫への出資６兆9,450億円，国立研究開発法人科学技術振興機構への出資6,136億円，独立行政法人福祉医療機構への出資1,019億円，独立行政法人中小企業基盤整備機構への出資750億円，財政投融資特別会計から株式会社日本政策投資銀行への出資800億円，株式会社国際協力銀行への出資600億円，独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構への出資242億円，株式会社海外需要開拓支援機構への出資160億円，エネルギー対策特別会計から独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構への出資513億円，東日本大震災復興特別会計から株式会社日本政策金融公庫への出資１億円である。

第15表　国有財産分類別・種類別増減額（令和３年度）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位　億円，％）

| 分類・種類 | 土地 | | 建物 | | その他 | | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 価格 | 数量 | 価格 | 価格 | うち | | 価格 | 割合 |
| （増加額） | 千平方メートル | | 延べ千平方メートル | | | | | | |
| 行政財産 | 1,930 | 2,043 | 558 | 1,322 | 9,963 | 航空機 | 4,561 | 13,329 | 13.2 |
| 公用財産 | 1,900 | 2,037 | 550 | 1,256 | 8,627 | 航空機 | 4,561 | 11,921 | 11.8 |
| 公共用財産 | 25 | 5 | 7 | 60 | 84 | 工作物 | 83 | 149 | 0.1 |
| 皇室用財産 | 0 | 0 | 1 | 5 | 8 | 工作物 | 8 | 14 | 0.0 |
| 森林経営用財産 | 4 | 0 | － | － | 1,242 | 立木竹 | 1,120 | 1,243 | 1.2 |
| 普通財産 | 4,305 | 1,689 | 219 | 217 | 85,860 | 政府出資等 | 85,551 | 87,767 | 86.8 |
| 合計 | 6,235 | 3,733 | 778 | 1,539 | 95,824 | | | 101,096 | 100.0 |
| （減少額） | | | | | | | | | |
| 行政財産 | 1,811 | 3,227 | 520 | 195 | 813 | 船舶 | 285 | 4,236 | 16.1 |
| 公用財産 | 1,434 | 3,227 | 519 | 195 | 600 | 船舶 | 285 | 4,023 | 15.3 |
| 公共用財産 | 25 | 0 | 0 | 0 | 3 | 工作物 | 2 | 3 | 0.0 |
| 皇室用財産 | － | － | 0 | 0 | 0 | 立木竹 | 0 | 0 | 0.0 |
| 森林経営用財産 | 351 | 0 | － | － | 209 | 立木竹 | 207 | 209 | 0.8 |
| 普通財産 | 6,207 | 639 | 209 | 44 | 21,335 | 政府出資等 | 21,312 | 22,019 | 83.9 |
| 合計 | 8,019 | 3,867 | 729 | 240 | 22,148 | | | 26,255 | 100.0 |
| （差引額） | | | | | | | | | |
| 行政財産 | 118 | △1,184 | 38 | 1,126 | 9,150 | 航空機 | 4,367 | 9,092 | |
| 公用財産 | 465 | △1,190 | 30 | 1,060 | 8,027 | 航空機 | 4,367 | 7,897 | |
| 公共用財産 | 0 | 5 | 6 | 60 | 80 | 工作物 | 80 | 146 | |
| 皇室用財産 | 0 | 0 | 1 | 5 | 8 | 工作物 | 8 | 14 | |
| 森林経営用財産 | △346 | 0 | － | － | 1,033 | 立木竹 | 912 | 1,034 | |
| 普通財産 | △1,902 | 1,050 | 10 | 173 | 64,524 | 政府出資等 | 64,238 | 65,748 | |
| 合計 | △1,783 | △133 | 48 | 1,299 | 73,675 | | | 74,841 | |

（注）1.「その他」は，立木竹，工作物，機械器具，船舶，航空機，地上権等，特許権等，政府出資等及び不動産の信託の受益権である。
2.　数量及び価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

**新　造**　3,655億円

航空機2,056億円（24機）及び船舶1,598億円（37隻）の新造である。航空機の主なものは，防衛省所管一般会計の公用財産1,900億円（17機）であり，船舶の主なものは，防衛省所管一般会計の公用財産1,202億円（８隻）である。

**購　入**　2,416億円

航空機2,130億円（18機），土地182億円（0.8ｋ㎡）等の購入である。航空機の主なものは，防衛省所管一般会計の公用財産1,936億円（14機）であり，土地の主なものは，国土交通省所管自動車安全特別会計の公用財産74億円（0.08ｋ㎡）である。

(ロ)　歳出を伴わないもの

**出　資（現物）**　2,232億円

現物出資による政府出資等の増であり，その主なものは，財務省所管一般会計から国際開発協会への出資1,387億円，国際金融公社への出資500億円である。

**ロ．対内的異動によるもの**

**価格改定**　４兆64億円

政府出資等３兆5,672億円，立木竹3,077億円等である。政府出資等の主なものは，財務省所管一般会計の普通財産１兆3,999億円であり，立木竹の主なものは，農林水産省所管一般会計の森林経営用財産2,946億円である。

**所属替**　2,993億円

政府出資等2,439億円，船舶240億円等である。政府出資等の主なものは，財務省所管国債整理基金特別会計の普通財産2,407億円であり，船舶はすべて国土交通省所管一般会計の公用財産240億円である。

**所管換**　1,888億円

土地1,804億円，建物56億円等である。土地の主なものは，内閣府所管一般会計の公用財産1,565億円であり，建物の主なものは，財務省所管一般会計の公用財産34億円である。

**引　受**　1,549億円

財務省所管一般会計の普通財産であり，土地1,501億円，建物30億円等である。

**(2)　減少額について**

減少額の主なものを挙げると次のとおりである。

**イ．対外的異動によるもの**

(イ)　歳入を伴うもの

**売　払**　１兆4,083億円

政府出資等１兆3,595億円，土地462億円等である。政府出資等の主なものは，財務省所管国債整理基金特別会計の普通財産１兆2,862億円であり，土地の主なものは，財務省所管一般会計の普通財産313億円である。

**出資金回収（現金）**　544億円

独立行政法人等への出資金を現金により回収したことによる政府出資等の減であり，主なものは，年金特別会計から独立行政法人福祉医療機構への出資537億円，労働保険特別会計から独立行政法人福祉医療機構への出資６億円で

## 第16表　国有財産所管別増減額（令和３年度）

（単位　億円，％）

| 所管 | 土地 | | 建物 | | その他 | | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 価格 | 数量 | 価格 | 価格 | うち | | 価格 | 割合 |
| （増加額） | 千平方メートル | | 延べ千平方メートル | | | | | | |
| 衆議院 | 0 | 0 | － | 0 | 7 | 工作物 | 6 | 8 | 0.0 |
| 参議院 | － | － | 0 | 6 | 4 | 工作物 | 3 | 11 | 0.0 |
| 最高裁判所 | 0 | 17 | 8 | 79 | 78 | 工作物 | 77 | 176 | 0.1 |
| 会計検査院 | － | － | － | 0 | 0 | 立木竹 | 0 | 0 | 0.0 |
| 内閣 | － | － | 0 | 0 | 0 | 工作物 | 0 | 0 | 0.0 |
| 内閣府 | 15 | 1,698 | 66 | 44 | 193 | 航空機 | 144 | 1,936 | 1.4 |
| デジタル庁 | － | － | 1 | 4 | 5 | 工作物 | 5 | 10 | 0.0 |
| 総務省 | 0 | 0 | － | 0 | 15 | 工作物 | 14 | 15 | 0.0 |
| 法務省 | 390 | 120 | 120 | 133 | 127 | 工作物 | 123 | 381 | 0.3 |
| 外務省 | 6 | 0 | 1 | 12 | 24 | 工作物 | 22 | 38 | 0.0 |
| 財務省 | 3,627 | 2,197 | 166 | 118 | 113,347 | 政府出資等 | 113,214 | 115,663 | 81.9 |
| 文部科学省 | 6 | 5 | － | 1 | 1 | 工作物 | 0 | 8 | 0.0 |
| 厚生労働省 | 22 | 40 | 16 | 17 | 4,440 | 政府出資等 | 4,407 | 4,498 | 3.2 |
| 農林水産省 | 971 | 63 | 41 | 20 | 4,360 | 立木竹 | 4,112 | 4,444 | 3.1 |
| 経済産業省 | 20 | 21 | 9 | 13 | 3,655 | 政府出資等 | 3,557 | 3,690 | 2.6 |
| 国土交通省 | 369 | 439 | 38 | 143 | 1,662 | 工作物 | 656 | 2,245 | 1.6 |
| 環境省 | 272 | 12 | 11 | 24 | 56 | 工作物 | 40 | 93 | 0.1 |
| 防衛省 | 531 | 412 | 295 | 920 | 6,605 | 航空機 | 4,024 | 7,938 | 5.6 |
| 合計 | 6,235 | 5,031 | 778 | 1,539 | 134,589 | | | 141,161 | 100.0 |
| （減少額） | | | | | | | | | |
| 衆議院 | 1 | 263 | 0 | 22 | 23 | 工作物 | 23 | 309 | 0.6 |
| 参議院 | － | 114 | － | 7 | 10 | 工作物 | 10 | 132 | 0.3 |
| 最高裁判所 | 6 | 55 | 5 | 81 | 67 | 工作物 | 67 | 204 | 0.4 |
| 会計検査院 | － | 0 | 0 | 0 | 0 | 工作物 | 0 | 1 | 0.0 |
| 内閣 | － | 7 | 0 | 4 | 5 | 工作物 | 5 | 17 | 0.0 |
| 内閣府 | 10 | 429 | 6 | 79 | 166 | 工作物 | 96 | 675 | 1.4 |
| デジタル庁 | － | － | － | 0 | 0 | 工作物 | 0 | 0 | 0.0 |
| 総務省 | 0 | 12 | 1 | 17 | 24 | 工作物 | 16 | 54 | 0.1 |
| 法務省 | 426 | 212 | 143 | 210 | 198 | 工作物 | 197 | 621 | 1.3 |
| 外務省 | 7 | 31 | 5 | 8 | 16 | 工作物 | 15 | 55 | 0.1 |
| 財務省 | 5,297 | 2,634 | 276 | 422 | 29,211 | 政府出資等 | 28,811 | 32,267 | 66.8 |
| 文部科学省 | － | 4 | 0 | 9 | 9 | 工作物 | 7 | 24 | 0.1 |
| 厚生労働省 | 89 | 78 | 39 | 74 | 624 | 政府出資等 | 565 | 776 | 1.6 |
| 農林水産省 | 1,565 | 152 | 39 | 37 | 749 | 立木竹 | 594 | 939 | 1.9 |
| 経済産業省 | 23 | 43 | 11 | 28 | 997 | 政府出資等 | 659 | 1,068 | 2.2 |
| 国土交通省 | 468 | 1,507 | 104 | 211 | 2,449 | 工作物 | 897 | 4,168 | 8.6 |
| 環境省 | 25 | 4 | 6 | 59 | 89 | 工作物 | 87 | 152 | 0.3 |
| 防衛省 | 97 | 447 | 87 | 525 | 5,830 | 航空機 | 3,272 | 6,803 | 14.1 |
| 合計 | 8,019 | 5,998 | 729 | 1,800 | 40,475 | | | 48,273 | 100.0 |
| （差引額） | | | | | | | | | |
| 衆議院 | △1 | △262 | △0 | △22 | △16 | 工作物 | △17 | △301 | |
| 参議院 | － | △114 | 0 | △1 | △5 | 工作物 | △6 | △121 | |
| 最高裁判所 | △6 | △37 | 2 | △1 | 11 | 工作物 | 9 | △27 | |
| 会計検査院 | － | △0 | △0 | △0 | △0 | 工作物 | △0 | △1 | |
| 内閣 | － | △7 | △0 | △3 | △5 | 工作物 | △5 | △16 | |
| 内閣府 | 5 | 1,269 | 59 | △35 | 27 | 航空機 | 77 | 1,261 | |
| デジタル庁 | － | － | 1 | 4 | 5 | 工作物 | 5 | 9 | |
| 総務省 | － | △11 | △1 | △17 | △9 | 航空機 | △8 | △38 | |
| 法務省 | △35 | △92 | △22 | △77 | △70 | 工作物 | △74 | △240 | |
| 外務省 | △1 | △30 | △4 | 4 | 8 | 工作物 | 6 | △17 | |
| 財務省 | △1,669 | △436 | △110 | △304 | 84,136 | 政府出資等 | 84,403 | 83,395 | |
| 文部科学省 | 6 | 0 | △0 | △8 | △7 | 工作物 | △6 | △15 | |
| 厚生労働省 | △66 | △37 | △23 | △56 | 3,815 | 政府出資等 | 3,841 | 3,721 | |
| 農林水産省 | △594 | △88 | 2 | △16 | 3,610 | 立木竹 | 3,517 | 3,505 | |
| 経済産業省 | △3 | △21 | △1 | △15 | 2,657 | 政府出資等 | 2,898 | 2,621 | |
| 国土交通省 | △98 | △1,067 | △65 | △67 | △787 | 政府出資等 | △513 | △1,922 | |
| 環境省 | 246 | 8 | 5 | △35 | △32 | 工作物 | △47 | △59 | |
| 防衛省 | 433 | △35 | 207 | 394 | 775 | 航空機 | 752 | 1,134 | |
| 合計 | △1,783 | △966 | 48 | △260 | 94,114 | | | 92,887 | |

（注）1.「その他」は，立木竹，工作物，機械器具，船舶，航空機，地上権等，特許権等，政府出資等及び不動産の信託の受益権である。
2. 数量及び価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

## 第17表　国有財産所管別増減額（令和３年度）
### （価格改定による増減額を除いたもの）

（単位　億円，％）

| 所管 | 土地 | | 建物 | | その他 | | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 価格 | 数量 | 価格 | 価格 | うち | | 価格 | 割合 |
| （増加額） | 千平方メートル | | 延べ千平方メートル | | | | | | |
| 衆議院 | 0 | 0 | － | 0 | 6 | 工作物 | 6 | 7 | 0.0 |
| 参議院 | － | － | 0 | 6 | 4 | 工作物 | 3 | 10 | 0.0 |
| 最高裁判所 | 0 | 0 | 8 | 79 | 77 | 工作物 | 77 | 158 | 0.2 |
| 会計検査院 | － | － | － | 0 | 0 | 工作物 | 0 | 0 | 0.0 |
| 内閣 | － | － | 0 | 0 | 0 | 工作物 | 0 | 0 | 0.0 |
| 内閣府 | 15 | 1,568 | 66 | 44 | 188 | 航空機 | 144 | 1,801 | 1.8 |
| デジタル庁 | － | － | 1 | 4 | 5 | 工作物 | 5 | 10 | 0.0 |
| 総務省 | 0 | 0 | － | 0 | 14 | 工作物 | 14 | 15 | 0.0 |
| 法務省 | 390 | 70 | 120 | 133 | 123 | 工作物 | 123 | 327 | 0.3 |
| 外務省 | 6 | 0 | 1 | 12 | 24 | 工作物 | 22 | 37 | 0.0 |
| 財務省 | 3,627 | 1,667 | 166 | 118 | 85,145 | 政府出資等 | 85,037 | 86,930 | 86.0 |
| 文部科学省 | 6 | 2 | － | 1 | 0 | 工作物 | 0 | 5 | 0.0 |
| 厚生労働省 | 22 | 28 | 16 | 17 | 31 | 工作物 | 31 | 77 | 0.1 |
| 農林水産省 | 971 | 52 | 41 | 20 | 1,368 | 立木竹 | 1,120 | 1,441 | 1.4 |
| 経済産業省 | 20 | 17 | 9 | 13 | 609 | 政府出資等 | 513 | 639 | 0.6 |
| 国土交通省 | 369 | 195 | 38 | 143 | 1,599 | 工作物 | 656 | 1,938 | 1.9 |
| 環境省 | 272 | 4 | 11 | 24 | 42 | 工作物 | 40 | 71 | 0.1 |
| 防衛省 | 531 | 123 | 295 | 920 | 6,580 | 航空機 | 4,024 | 7,623 | 7.5 |
| **合計** | **6,235** | **3,733** | **778** | **1,539** | **95,824** | | | **101,096** | **100.0** |
| （減少額） | | | | | | | | | |
| 衆議院 | 1 | 10 | 0 | 0 | 0 | 工作物 | 0 | 11 | 0.0 |
| 参議院 | － | － | － | 0 | 0 | 工作物 | 0 | 0 | 0.0 |
| 最高裁判所 | 6 | 9 | 5 | 9 | 2 | 工作物 | 2 | 21 | 0.1 |
| 会計検査院 | － | － | 0 | 0 | 0 | 立木竹 | 0 | 0 | 0.0 |
| 内閣 | － | － | 0 | 0 | 0 | 工作物 | 0 | 0 | 0.0 |
| 内閣府 | 10 | 4 | 6 | 1 | 17 | 航空機 | 14 | 23 | 0.1 |
| デジタル庁 | － | － | － | － | － | | － | － | － |
| 総務省 | 0 | 0 | 1 | 4 | 7 | 工作物 | 7 | 12 | 0.0 |
| 法務省 | 426 | 94 | 143 | 37 | 15 | 工作物 | 15 | 147 | 0.6 |
| 外務省 | 7 | 4 | 5 | 6 | 12 | 工作物 | 12 | 23 | 0.1 |
| 財務省 | 5,297 | 2,201 | 276 | 51 | 20,125 | 政府出資等 | 20,118 | 22,378 | 85.2 |
| 文部科学省 | － | － | 0 | 0 | 0 | 政府出資等 | 0 | 0 | 0.0 |
| 厚生労働省 | 89 | 34 | 39 | 15 | 547 | 政府出資等 | 545 | 597 | 2.3 |
| 農林水産省 | 1,565 | 26 | 39 | 14 | 215 | 立木竹 | 211 | 257 | 1.0 |
| 経済産業省 | 23 | 18 | 11 | 8 | 652 | 政府出資等 | 648 | 679 | 2.6 |
| 国土交通省 | 468 | 1,414 | 104 | 52 | 485 | 船舶 | 264 | 1,953 | 7.4 |
| 環境省 | 25 | 0 | 6 | 4 | 1 | 立木竹 | 0 | 6 | 0.0 |
| 防衛省 | 97 | 46 | 87 | 32 | 62 | 船舶 | 25 | 142 | 0.5 |
| **合計** | **8,019** | **3,867** | **729** | **240** | **22,148** | | | **26,255** | **100.0** |
| （差引額） | | | | | | | | | |
| 衆議院 | △1 | △9 | △0 | 0 | 5 | 工作物 | 6 | △3 | |
| 参議院 | － | － | 0 | 6 | 3 | 工作物 | 3 | 9 | |
| 最高裁判所 | △6 | △8 | 2 | 70 | 74 | 工作物 | 74 | 136 | |
| 会計検査院 | － | － | △0 | △0 | △0 | 立木竹 | △0 | △0 | |
| 内閣 | － | － | △0 | 0 | 0 | 工作物 | 0 | 0 | |
| 内閣府 | 5 | 1,564 | 59 | 42 | 170 | 航空機 | 129 | 1,777 | |
| デジタル庁 | － | － | 1 | 4 | 5 | 工作物 | 5 | 10 | |
| 総務省 | － | － | △1 | △4 | 7 | 工作物 | 7 | 2 | |
| 法務省 | △35 | △24 | △22 | 96 | 108 | 工作物 | 108 | 180 | |
| 外務省 | △1 | △4 | △4 | 6 | 12 | 工作物 | 9 | 14 | |
| 財務省 | △1,669 | △534 | △110 | 66 | 65,020 | 政府出資等 | 64,919 | 64,552 | |
| 文部科学省 | 6 | 2 | △0 | 1 | 0 | 工作物 | 0 | 4 | |
| 厚生労働省 | △66 | △5 | △23 | 2 | △516 | 政府出資等 | △545 | △520 | |
| 農林水産省 | △594 | 26 | 2 | 5 | 1,152 | 立木竹 | 909 | 1,184 | |
| 経済産業省 | △3 | △1 | △1 | 4 | △42 | 政府出資等 | △134 | △39 | |
| 国土交通省 | △98 | △1,218 | △65 | 90 | 1,113 | 工作物 | 605 | △14 | |
| 環境省 | 246 | 4 | 5 | 19 | 41 | 工作物 | 39 | 64 | |
| 防衛省 | 433 | 76 | 207 | 887 | 6,517 | 航空機 | 4,015 | 7,481 | |
| **合計** | **△1,783** | **△133** | **48** | **1,299** | **73,675** | | | **74,841** | |

（注）1.「その他」は，立木竹，工作物，機械器具，船舶，航空機，地上権等，特許権等，政府出資等及び不動産の信託の受益権である。
2. 数量及び価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第18表　国有財産増減状況（令和３年度）

（単位　億円，％）

| 異動の内容 | 土地 | | 建物 | | その他 | | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 価格 | 数量 | 価格 | 価格 | うち | | 価格 | 割合 |
| （増加額） | 千平方メートル | | 延べ千平方メートル | | | | | | |
| 対外的異動 | 1,891 | 238 | 397 | 1,380 | 92,226 | 政府出資等 | 83,111 | 93,845 | 66.5 |
| 歳出を伴うもの | 872 | 186 | 370 | 1,373 | 89,930 | 政府出資等 | 80,845 | 91,489 | 64.8 |
| 歳出を伴わないもの | 1,018 | 52 | 27 | 7 | 2,295 | 政府出資等 | 2,266 | 2,355 | 1.7 |
| 対内的異動 | 4,344 | 4,792 | 380 | 159 | 42,363 | 政府出資等 | 38,112 | 47,315 | 33.5 |
| 調整上の増加 | 2,391 | 3,451 | 374 | 146 | 2,957 | 政府出資等 | 2,439 | 6,555 | 4.6 |
| 整理上の増加 | 1,952 | 43 | 5 | 12 | 640 | 立木竹 | 613 | 695 | 0.5 |
| 価格改定上の増加 | － | 1,298 | － | － | 38,765 | 政府出資等 | 35,672 | 40,064 | 28.4 |
| 合計 | 6,235 | 5,031 | 778 | 1,539 | 134,589 | | | 141,161 | 100.0 |
| （減少額） | | | | | | | | | |
| 対外的異動 | 4,812 | 491 | 317 | 79 | 19,180 | 政府出資等 | 18,872 | 19,751 | 40.9 |
| 歳入を伴うもの | 3,668 | 462 | 94 | 19 | 14,148 | 政府出資等 | 14,140 | 14,630 | 30.3 |
| 歳入を伴わないもの | 1,143 | 29 | 223 | 59 | 5,031 | 政府出資等 | 4,732 | 5,121 | 10.6 |
| 対内的異動 | 3,206 | 5,506 | 412 | 1,721 | 21,294 | 政府出資等 | 11,723 | 28,521 | 59.1 |
| 調整上の減少 | 2,970 | 3,370 | 377 | 147 | 2,957 | 政府出資等 | 2,439 | 6,475 | 13.4 |
| 整理上の減少 | 236 | 5 | 34 | 12 | 10 | 工作物 | 10 | 28 | 0.1 |
| 価格改定上の減少 | － | 2,131 | － | 1,560 | 18,326 | 政府出資等 | 9,283 | 22,017 | 45.6 |
| 合計 | 8,019 | 5,998 | 729 | 1,800 | 40,475 | | | 48,273 | 100.0 |
| （差引額） | △1,783 | △966 | 48 | △260 | 94,114 | | | 92,887 | |

（注）1.「その他」は，立木竹，工作物，機械器具，船舶，航空機，地上権等，特許権等，政府出資等及び不動産の信託の受益権である。
2. 数量及び価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

ある。

(ロ) 歳入を伴わないもの

**資本金減少**　4,729億円

法令の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫の減資などによるものである。すべて政府出資等であり，主なものは，財務省所管一般会計の普通財産4,311億円である。

**伐採**　216億円

すべて立木竹であり，主なものは，農林水産省所管一般会計の森林経営用財産207億円である。

**ロ．対内的異動によるもの**

**価格改定**　２兆2,017億円

政府出資等9,283億円，航空機3,529億円等である。政府出資等の主なものは，財務省所管一般会計の普通財産6,017億円であり，航空機の主なものは，防衛省所管一般会計の公用財産3,262億円である。

**所属替**　2,992億円

政府出資等2,439億円，船舶240億円等である。政府出資等はすべて財務省所管一般会計の普通財産であり，船舶はすべて国土交通省所管一般会計の公用財産である。

**所管換**　1,815億円

土地1,731億円，建物56億円等である。土地の主なものは，財務省所管一般会計の公用財産1,565億円であり，建物の主なものは，国土交通省所管自動車安全特別会計の公用財産30億円である。

**引継**　1,549億円

土地1,501億円，建物30億円等である。土地の主なものは，国土交通省所管一般会計の公用財産1,359億円であり，建物の主なものは，財務省所管一般会計の公用財産13億円である。

## ７．国有財産の台帳価格改定

令和４年３月31日時点における価格改定の結果については，第19表のとおり１兆8,046億円の純増加となっている。

## ８．国有財産の推移（統計１，６，７参照）

最近５か年間の国有財産の推移をみると第20表のとおりであり，各年度における増減額の主な事由についてみると，

平成29年度は前年度に比べ増加しており，要因としては，価格改定（政府出資等など）３兆6,216億円，出資（現物）（政府出資等）9,381億円などを挙げることができる。

平成30年度は前年度に比べ増加しており，要因としては，価格改定（政府出資等など）２兆9,265億円，出資（現金）（政府出資等）4,955億円などを挙げることができる。

令和元年度は前年度に比べ増加しており，要因としては，価格改定（政府出資等など）２兆8,657億円，出資（現金）（政府出資等）6,947億円などを挙げることができる。

令和２年度は前年度に比べ増加しており，要因としては，出資（現金）（政府出資等）５兆4,532億円，価格改定（政府出資等など）４兆1,271億円などを挙げることができる。

令和３年度は前年度に比べ増加しており，要因としては，出資（現金）（政府出資等）８兆845億円，価格改定（政府出資等など）４兆64億円などを挙げることができる。

第19表　国有財産台帳価格改定結果（令和４年３月31日現在）

（単位　億円）

| 区分＼分類 | 行政財産 | | | 普通財産 | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 改定前価格 | 改定後価格 | 増減額 | 改定前価格 | 改定後価格 | 増減額 | 改定前価格 | 改定後価格 | 増減額 |
| 土地 | 147,328 | 146,405 | △922 | 51,263 | 51,353 | 90 | 198,591 | 197,758 | △832 |
| 立木竹 樹木 | 593 | 682 | 88 | 111 | 128 | 16 | 705 | 810 | 105 |
| 立木竹 立木 | 32,812 | 35,396 | 2,584 | 23 | 26 | 3 | 32,835 | 35,423 | 2,587 |
| 立木竹 竹 | 6 | 7 | 0 | 1 | 1 | 0 | 7 | 8 | 1 |
| 立木竹 計 | 33,412 | 36,086 | 2,674 | 136 | 156 | 20 | 33,548 | 36,242 | 2,694 |
| 建物 | 29,316 | 27,972 | △1,344 | 5,115 | 4,899 | △216 | 34,432 | 32,871 | △1,560 |
| 工作物 | 24,045 | 21,438 | △2,607 | 3,453 | 3,063 | △390 | 27,499 | 24,501 | △2,997 |
| 機械器具 | － | － | － | 0 | 0 | － | 0 | 0 | － |
| 船舶 汽船 | 3,365 | 2,979 | △386 | 0 | 0 | △0 | 3,365 | 2,979 | △386 |
| 船舶 艦船 | 14,299 | 12,559 | △1,740 | 1 | 0 | △0 | 14,301 | 12,559 | △1,741 |
| 船舶 雑船 | 25 | 21 | △3 | 0 | 0 | △0 | 25 | 21 | △3 |
| 船舶 計 | 17,690 | 15,560 | △2,130 | 1 | 0 | △0 | 17,692 | 15,561 | △2,131 |
| 航空機 | 14,938 | 11,410 | △3,528 | 1 | 1 | △0 | 14,940 | 11,411 | △3,529 |
| 地上権等 | 29 | 29 | △0 | 0 | 0 | △0 | 29 | 29 | △0 |
| 特許権等 | 13 | 12 | △1 | 0 | 0 | 0 | 14 | 13 | △1 |
| 政府出資等 | － | － | － | 916,050 | 942,439 | 26,388 | 916,050 | 942,439 | 26,388 |
| 不動産の信託の受益権 | － | － | － | 2,561 | 2,577 | 15 | 2,561 | 2,577 | 15 |
| 合計 | 266,776 | 258,915 | △7,860 | 978,584 | 1,004,491 | 25,906 | 1,245,360 | 1,263,406 | 18,046 |

（注）1.　本表には，価格改定対象外財産（「外国に所在する財産」等）は含まれていない。
　　2.　計数は，単位未満を切り捨てているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第20表　最近５か年間の国有財産の推移

（単位　億円）

| 年度 | 年度末現在額 | 前年度末に対する増減額 |
|---|---|---|
| 平成29 | 1,068,241 | 8,161 |
| 30 | 1,085,939 | 17,697 |
| 令和元 | 1,098,712 | 12,773 |
| 2 | 1,172,598 | 73,885 |
| 3 | 1,265,485 | 92,887 |

（注）計数は，単位未満を切り捨てている。

第20表（参考）　国有財産（土地）の推移

（単位　億㎡）

| 年度 | 行政財産 | 普通財産 | 計 |
|---|---|---|---|
| 昭和45年度末 | 883 | 19 | 903 |
| 50 | 884 | 15 | 900 |
| 55 | 884 | 12 | 897 |
| 60 | 884 | 11 | 896 |
| 平成２ | 883 | 11 | 895 |
| 7 | 882 | 11 | 893 |
| 12 | 881 | 11 | 892 |
| 13 | 879 | 11 | 891 |
| 14 | 879 | 11 | 891 |
| 15 | 879 | 11 | 890 |
| 16 | 866 | 10 | 877 |
| 17 | 866 | 10 | 877 |
| 18 | 866 | 10 | 877 |
| 19 | 866 | 10 | 876 |
| 20 | 866 | 10 | 876 |
| 21 | 866 | 10 | 876 |
| 22 | 866 | 10 | 876 |
| 23 | 866 | 10 | 876 |
| 24 | 866 | 10 | 876 |
| 25 | 866 | 10 | 876 |
| 26 | 866 | 10 | 876 |
| 27 | 866 | 10 | 876 |
| 28 | 866 | 10 | 876 |
| 29 | 866 | 10 | 876 |
| 30 | 866 | 10 | 876 |
| 令和元 | 866 | 10 | 876 |
| 2 | 866 | 10 | 876 |
| 3 | 866 | 10 | 876 |

（注）計数は，単位未満を切り捨てているため，計とは一致しないことがある。

なお，最近５か年間の政府出資等の年度末の現況は第21表のとおりである。

## 第４　国の庁舎等の概況

### １．国の庁舎等の概要

#### ⑴　国の庁舎等とは

国の庁舎等とは，庁舎，刑務所，飛行場及び自衛隊の施設など国の事務又は事業の用に供されている建物及び付帯施設並びにこれらの敷地（借り受けているものも含む。）であり，各省各庁の長が管理しているが，財務大臣は国有財産の総括大臣として，効率的な整備及び効率的な使用を推進している。

（注）庁舎等には，国家公務員宿舎，森林原野，皇居，道路及び河川等は含まない。

#### ⑵　庁舎等の効率的な整備の推進

財務省では，庁舎等の効率的な整備を推進するため，各省各庁が新たに庁舎等を整備するに当たって，その必要性等を審査・調整し，毎年度の庁舎等の整備予算に反映させるよう努めている。

審査・調整に当たっては，国有財産の有効活用を図る観点から，既存庁舎の活用の可能性等を確認し，新たに庁舎整備が必要な場合には，建替えと借受けのコスト比較を行い，最も効率的な調達方法を選択することとしている。

#### ⑶　既存庁舎等の効率的な使用の推進

財務省では，既存庁舎等の効率的な使用を推進するため，借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出等の観点から，実地監査などを通じて，各省各庁の使用実態を把握し，「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法

第21表　最近５か年間の政府出資等の推移

（単位　億円，％）

| 年　　度 | 政府出資 | 有価証券 | 合計（A） | 国有財産総額（B） | 割合（A／B） |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年度末 | 764,654 | 6,527 | 771,182 | 1,068,241 | 72.2 |
| 30 | 774,637 | 6,141 | 780,779 | 1,085,939 | 71.9 |
| 令和元 | 779,069 | 6,213 | 785,282 | 1,098,712 | 71.5 |
| 2 | 847,436 | 4,375 | 851,812 | 1,172,598 | 72.6 |
| 3 | 937,278 | 5,160 | 942,439 | 1,265,485 | 74.5 |

（注）1.「政府出資」とは，国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて特定の法人に対して出資を行ったことにより取得した出資による権利，株式及び出資証券であり，「有価証券」とは，租税物納等により取得した株式等（「政府出資」に該当するものを除く。）及び石油公団の廃止に伴いエネルギー対策特別会計が承継した株式である。
2. 原則として，市場価格のあるものは市場価格により，また，市場価格のないものは各法人の貸借対照表の総資産から総負債を差し引いた純資産額により，それぞれ年度末時点で評価したものである。
3. 価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

（昭和32年法律第115号）（以下「庁舎法」という。）」に基づき財政制度等審議会に付議のうえ，省庁横断的な入替調整を行うための庁舎等使用調整計画を策定している（庁舎法第４条）。

なお，平成18年４月の庁舎法等の改正では，庁舎等の床面積又は敷地に余裕が生じている場合には，行政上の用途又は目的を妨げない限度で，当該余裕部分を民間に貸し付けることも可能とするなど，既存庁舎等の効率的な使用を推進するための制度整備が図られている。

### ２．特定国有財産整備計画

特定国有財産整備計画は，庁舎等を集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎を整備する場合に，スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づき，財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画である（庁舎法第５条）。

特定国有財産整備計画の策定に当たっては，財務大臣が各省各庁から提出された特定国有財産整備計画要求書について，その整備の必要性・緊要性，規模・立地条件，処分予定財産の適否等の審査を行うこととしている。

（注）特定国有財産整備計画に基づく事業の経理については，特定国有財産整備特別会計において経理を行っていたが，同会計は，特別会計改革の一環により，平成21年度末をもって廃止された。これに伴い，平成21年度末において未完了である事業の経理を行うため，当該事業が完了するまでの間の経過措置として，財政投融資特別会計に特定国有財産整備勘定が設けられている。なお，平成22年度以降の新規事業については，一般会計において経理を行っている。

## 第５　国家公務員宿舎の概況（統計23参照）

国家公務員宿舎は，「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し，もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資すること」を目的とした「国家公務員宿舎法」（昭和24年法律第117号）に基づき，設置されているものである。

国家公務員宿舎とは，職員及びその家族を居住させるために，国が設置する居住用の家屋及びこれに附帯する工作物その他の施設並びにこれらに供する土地をいい，研修所や講習所等に一時宿泊のために設けられている宿泊施設，公共事業関係の現場に設けられている仮設物的な合宿所，国会議員の議員宿舎，独立行政法人等の職員宿舎等は含まれない。

国家公務員宿舎は，財務大臣が定める宿舎設置計画に基づいて設置される。その方法としては，建設，購入，交換，寄付又は転用（例えば，庁舎を用途変更によって国家公務員宿舎とすること等をいう。）により行政財産として設置するものと，国以外の者の所有する財産を借り受けることにより設置するものがある。

国家公務員宿舎の設置は，原則として財務大臣が行うこととなっているが，省庁別宿舎（同一の各省各庁に所属する職員のみに貸与する目的で設置される国家公務員宿舎をいう。）で，一時に多数の宿舎を設置する必要がある場合その他の特別の事情がある場合で財務大臣が指定する場合等は，当該各省各庁の長が行うこととなっている。

また，国家公務員宿舎の維持及び管理は，合同宿舎（省庁別宿舎以外の国家公務員宿舎をいう。）については財務大臣が，省庁別宿舎については当該国家公務員宿舎の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長が行うこととなっている。

なお，令和４年９月１日現在における国家公務員宿舎の総戸数は約16万２千戸となっている。

## 第６　財務省所管一般会計所属普通財産の現状

### １．現在額（統計25，26，27参照）

令和３年度末現在の財務省所管一般会計所属の普通財産（国有財産法第６条に規定する財務大臣の所管に係るもの。以下第６において同じ。）は，第22表のとおり69兆8,456億円であり，国有財産総額126兆5,485億円の55.2％を占める。

普通財産は，既に述べたように，行政財産以外の一切の国

有財産をいい，行政財産に近い性格を有する財産（出資による権利，アメリカ合衆国の軍隊への提供地等）及びそれ以外の財産（未利用国有地等）に大別される。前者は，直ちに処分することができない財産であるが，後者は，その時々の社会的要請に即応し，効率的かつ適正に，管理又は処分を行うべき性質の財産である。

## ２．令和３年度中の増減（統計26，29参照）

令和３年度中の総増加額は９兆6,871億円，総減少額は１兆4,021億円であり，差引き８兆2,850億円増加した。これを土地，建物，政府出資等の区分別にみると，第22表のとおりである。

また，価格改定の結果による増減を差し引いた増減額は第23表のとおりであり，令和３年度中の総増加額は８兆2,416億円，総減少額は7,285億円であり，差引き７兆5,130億円増加した。なお，価格改定による増減額は，第24表のとおりである。

普通財産の増減についても，国と国以外の者との間の異動である「対外的異動」及び国の内部における異動である「対内的異動」に分けることができる。例えば，「対外的異動」で普通財産が増加する場合として，相続税法の規定により金銭に代えて財産が物納されたとき，相続人不存在財産が民法の規定により国庫に帰属したとき，独立行政法人等に対して出資したことにより出資による権利又は出資証券等を取得したとき等が，また，減少する場合として，売払，譲与，現物出資（土地，建物，工作物等）が行われたとき等が，それぞれ挙げられる。他方，「対内的異動」により増加する場合として，各省各庁において行政財産として使用されていた財産が行政目的の用に供されなくなり，用途廃止されて普通財産となったものを財務省が引き受けたとき等が，また，減少する場合として，行政目的の用に供するため各省各庁へ所管換したとき等が，それぞれ挙げられる。令和３年度中の異動状況を整理すると，第25表のとおりである。

## ３．管理及び処分の状況

土地及び建物について，令和３年度中における処分等の実績及び年度末現在の管理状況をみると，次のとおりである。

### (1) 処分等の実績

令和３年度中の処分等の実績の概要は，第26表のとおりである。

**イ．売払**（統計32参照）

売払は2,897件，321億円（台帳価格：以下第６の３において同じ。）で，これを区分別にみると，土地3,117千㎡，313億円，建物延べ62千㎡，７億円である。

次に，売払を相手方別にみると，公共団体286件，91億円，公益法人18件，６億円，公共団体及び公益法人以外の法人998件，172億円，その他1,595件，50億円である。

また，時価売払を契約方式別にみると，一般競争契約318件，119億円（うち価格公表212件，90億円），随意契約2,571件，179億円である。

**第22表　財務省所管一般会計所属普通財産増減額及び現在額**（令和４年３月31日現在）

（単位　億円，％）

| 区分 | 数量単位 | 増加額 数量 | 増加額 価格 金額 | 増加額 価格 割合 | | 減少額 数量 | 減少額 価格 金額 | 減少額 価格 割合 | | 現在額 数量 | 現在額 価格 金額 | 現在額 価格 割合 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 土地 | 千平方メートル | 3,611 | 2,061 | 2.1 | 96.6 | 5,121 | 771 | 5.5 | 66.4 | 785,052 | 49,598 | 7.1 | 86.3 |
| 立木竹 樹木 | 千本 | 16 | 4 | 0.0 | 0.2 | 1 | 0 | 0.0 | 0.0 | 646 | 27 | 0.0 | 0.0 |
| 立木竹 立木 | 千立方メートル | － | 1 | 0.0 | 0.1 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 516 | 14 | 0.0 | 0.0 |
| 立木竹 竹 | 千束 | － | 0 | 0.0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 0.0 | 10 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 立木竹 計 | | | 5 | 0.0 | 0.3 | | 0 | 0.0 | 0.0 | | 41 | 0.0 | 0.1 |
| 建物 | 建千平方メートル | 36 | | | | 56 | | | | 3,608 | | | |
| | 延べ千平方メートル | 133 | 31 | 0.0 | 1.5 | 123 | 134 | 1.0 | 11.5 | 6,360 | 3,319 | 0.5 | 5.8 |
| 工作物 | | | 19 | 0.0 | 0.9 | | 256 | 1.8 | 22.1 | | 1,960 | 0.3 | 3.4 |
| 機械器具 | | | － | － | － | | 0 | 0.0 | 0.0 | | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 船舶 汽船 | 隻 | － | | | | － | | | | － | | | |
| | 千トン | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 船舶 艦船 | 隻 | － | | | | － | | | | － | | | |
| | 千トン | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 船舶 雑船 | 隻 | － | － | － | － | － | － | － | － | 3 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 船舶 計 | 隻 | － | － | － | － | － | － | － | － | 3 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 地上権等 | 千平方メートル | － | － | － | － | － | 0 | 0.0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 政府出資等 | | | 94,738 | 97.8 | | | 12,858 | 91.7 | | | 640,959 | 91.8 | |
| 不動産の信託の受益権 | 件 | － | 15 | 0.0 | 0.7 | － | － | － | － | 2 | 2,577 | 0.4 | 4.5 |
| 合計 | | | 96,871 | 100.0 | | | 14,021 | 100.0 | | | 698,456 | 100.0 | |
| 政府出資等を除いたものの合計 | | | 2,133 | | 100.0 | | 1,162 | | 100.0 | | 57,496 | | 100.0 |

（注）　数量及び金額は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

なお，売払価格は，原則として時価額によるが，国有財産特別措置法その他の法律の規定に基づき，時価額からその一定割合を減額して公共団体等に売り払うものがある。この減額売払したものを相手方の用途別にみると，社会福祉施設２件，２億円，学校施設５件，20億円，社会教育施設１件，２百万円である。

（参考）大口売払財産（１件売払数量１千㎡以上で，かつ，売買契約金額が３億円以上のもの（財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定所属財産を含む。））は，参考資料１のとおりである。

**ロ．交換**（統計33参照）

交換は１件，0.1億円である。

**ハ．譲与**（統計34参照）

譲与は172件，７億円である。

**ニ．所管換**（統計35参照）

所管換は19件，84億円で，有償所管換３件，２億円，無償所管換16件，81億円である。

**(2) 管理の状況**

令和３年度末現在における土地及び建物についての管理の状況は，次のとおりである。

**イ．米軍へ提供中の財産**

条約に基づきアメリカ合衆国の軍隊に提供中の財産は，土地70件，68,556千㎡，２兆879億円，建物８件，延べ5,529千㎡，3,209億円である。

**ロ．他省庁に使用させている財産**

各省各庁に対して，その事務又は事業の遂行上必要な場合に臨時に普通財産の使用を認めている財産は，土地31件，3,805千㎡，1,935億円，建物１件，延べ35千㎡，３億円である。

**ハ．地方公共団体等への貸付財産**（統計28，30，31参照）

地方公共団体等に対する普通財産の貸付けは，（イ）時価による貸付料での貸付け（時価貸付），（ロ）法律の規定に基づく無償での貸付け（無償貸付）及び（ハ）時価から減額した貸付料での貸付け（減額貸付）に区分される。

貸付中の財産は，土地26,637件，89,875千㎡，２兆647億円，建物618件，延べ121千㎡，３億円であり，このうち，貸付財産（土地）の内訳をみると，次のとおりである。

(イ) 時価貸付は，物納財産を物納以前から引き続き個人の住宅敷地等として使用している者に時価で貸し付けているもの等であり，21,840件，15,317千㎡，4,866億円である。

(ロ) 無償貸付は，国有財産法その他の法律の規定に従い，地方公共団体等に公園等として無償で貸し付けているものであり，4,226件，71,365千㎡，１兆4,304億円である。主なものは，公園等2,763件，59,371千㎡，１兆1,229億円，水道施設313件，3,175千㎡，503億円である。

(ハ) 減額貸付は，国有財産特別措置法その他の法律の規定に従い，地方公共団体等に対し，時価から一定の割

**第23表　財務省所管一般会計所属普通財産増減額**（令和３年度）
**（価格改定による増減額を除いたもの）**

（単位　億円，％）

| 区分 | 数量単位 | 増加額 数量 | 増加額 価格 金額 | 増加額 価格 割合 | | 減少額 数量 | 減少額 価格 金額 | 減少額 価格 割合 | | 差引 数量 | 差引 価格 金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 土地 | 千平方メートル | 3,611 | 1,626 | 2.0 | 97.0 | 5,121 | 432 | 5.9 | 97.3 | △1,510 | 1,194 |
| 立木竹 樹木 | 千本 | 16 | 0 | 0.0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 0.1 | 15 | 0 |
| 立木竹 立木 | 千立方メートル | － | － | － | － | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | △0 | △0 |
| 立木竹 竹 | 千束 | － | － | － | － | 1 | 0 | 0.0 | 0.0 | △1 | △0 |
| 立木竹 計 | | | 0 | 0.0 | 0.0 | | 0 | 0.0 | 0.1 | | 0 |
| 建物 | 建千平方メートル | 36 | | | | 56 | | | | △20 | |
| | 延べ千平方メートル | 133 | 31 | 0.0 | 1.9 | 123 | 10 | 0.1 | 2.3 | 10 | 20 |
| 工作物 | | | 19 | 0.0 | 1.1 | | 1 | 0.0 | 0.4 | | 17 |
| 機械器具 | | | － | － | － | | 0 | 0.0 | 0.0 | | △0 |
| 船舶 汽船 | 隻 | － | | | | － | | | | － | |
| | 千トン | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 船舶 艦船 | 隻 | － | | | | － | | | | － | |
| | 千トン | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 船舶 雑船 | 隻 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 船舶 計 | 隻 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 地上権等 | 千平方メートル | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 政府出資等 | | | 80,739 | 98.0 | | | 6,840 | 93.9 | | | 73,898 |
| 不動産の信託の受益権 | 件 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| **合計** | | | **82,416** | **100.0** | | | **7,285** | **100.0** | | | **75,130** |
| 政府出資等を除いたものの合計 | | | 1,677 | | 100.0 | | 444 | | 100.0 | | 1,232 |

（注） 数量及び金額は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

## 第24表　財務省所管一般会計所属普通財産増減額（令和３年度）
（価格改定によるもの）

（単位　億円，％）

| 区分 | 増加額 価格 金額 | 増加額 価格 割合 | 増加額 価格 割合 | 減少額 価格 金額 | 減少額 価格 割合 | 減少額 価格 割合 | 差引 価格 金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 土地 | 434 | 3.0 | 95.4 | 338 | 5.0 | 47.2 | 96 |
| 立木竹 樹木 | 3 | 0.0 | 0.8 | − | − | − | 3 |
| 立木竹 立木 | 1 | 0.0 | 0.4 | − | − | − | 1 |
| 立木竹 竹 | 0 | 0.0 | 0.0 | − | − | − | 0 |
| 立木竹 計 | 5 | 0.0 | 1.2 | − | − | − | 5 |
| 建物 | − | − | − | 123 | 1.8 | 17.3 | △123 |
| 工作物 | − | − | − | 254 | 3.8 | 35.5 | △254 |
| 機械器具 | − | − | − | − | − | − | − |
| 船舶 汽船 | − | − | − | − | − | − | − |
| 船舶 艦船 | − | − | − | − | − | − | − |
| 船舶 雑船 | − | − | − | − | − | − | − |
| 船舶 計 | − | − | − | − | − | − | − |
| 地上権等 | − | − | − | 0 | 0.0 | 0.0 | △0 |
| 政府出資等 | 13,999 | 96.8 | | 6,017 | 89.3 | | 7,981 |
| 不動産の信託の受益権 | 15 | 0.1 | 3.4 | − | − | − | 15 |
| **合計** | **14,454** | **100.0** | | **6,735** | **100.0** | | **7,719** |
| 政府出資等を除いたものの合計 | 455 | | 100.0 | 717 | | 100.0 | △261 |

（注）　金額は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

## 第25表　財務省所管一般会計所属普通財産異動状況（令和３年度）

（単位　億円）

| 異動の内容 | 土地 数量 | 土地 価格 | 建物 数量 | 建物 価格 | その他 価格 | 価格計 | 割合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **（増加額）** | 千平方メートル | | 延べ千平方メートル | | | | % |
| 対外的異動 | 947 | 59 | 18 | 0 | 80,708（80,707） | 80,768 | 83.4 |
| 歳出を伴うもの | 6 | 33 | 13 | 0 | 78,442（78,441） | 78,476 | 81.0 |
| 歳出を伴わないもの | 941 | 25 | 5 | 0 | 2,266（ 2,266） | 2,292 | 2.4 |
| 対内的異動 | 2,663 | 2,002 | 114 | 30 | 14,069（14,030） | 16,103 | 16.6 |
| 調整上の増加 | 1,194 | 1,534 | 114 | 30 | 49（ 31） | 1,614 | 1.7 |
| 整理上の増加 | 1,468 | 33 | 0 | 0 | 0（ −） | 33 | 0.0 |
| 価格改定上の増加 | − | 434 | − | − | 14,020（13,999） | 14,454 | 14.9 |
| **合計** | **3,611** | **2,061** | **133** | **31** | **94,778（94,738）** | **96,871** | **100.0** |

| 異動の内容 | 土地 数量 | 土地 価格 | 建物 数量 | 建物 価格 | その他 価格 | 価格計 | 割合 | 差引価格 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **（減少額）** | 千平方メートル | | 延べ千平方メートル | | | | % | |
| 対外的異動 | 4,039 | 340 | 104 | 9 | 4,402（ 4,401） | 4,752 | 33.9 | 76,015 |
| 歳入を伴うもの | 3,117 | 313 | 62 | 7 | 87（ 86） | 408 | 2.9 | 78,067 |
| 歳入を伴わないもの | 922 | 26 | 42 | 2 | 4,315（ 4,315） | 4,344 | 31.0 | △2,051 |
| 対内的異動 | 1,082 | 431 | 19 | 124 | 8,713（ 8,457） | 9,268 | 66.1 | 6,834 |
| 調整上の減少 | 954 | 92 | 19 | 0 | 2,439（ 2,439） | 2,532 | 18.1 | △917 |
| 整理上の減少 | 128 | 0 | 0 | 0 | 0（ 0） | 0 | 0.0 | 32 |
| 価格改定上の減少 | − | 338 | − | 123 | 6,272（ 6,017） | 6,735 | 48.0 | 7,719 |
| **合計** | **5,121** | **771** | **123** | **134** | **13,115（12,858）** | **14,021** | **100.0** | **82,850** |

（注）1.　「その他」欄の（　）内書は政府出資等を示している。
2.　数量及び価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第26表　財務省所管一般会計所属普通財産処分等実績（令和３年度）

（単位　億円）

| 区分 | 土地 | | | 建物 | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 数量 | 台帳価格 | 件数 | 数量 | 台帳価格 | 件数 | 台帳価格 | 割合 |
| | | 千平方メートル | | | 延べ千平方メートル | | | | % |
| 売払 | 2,894 | 3,117 | 313 | 3 | 62 | 7 | 2,897 | 321 | 77.8 |
| 時価 | 2,886 | 3,087 | 290 | 3 | 62 | 7 | 2,889 | 298 | 72.3 |
| 減額 | 8 | 29 | 22 | − | − | − | 8 | 22 | 5.5 |
| 交換 | 1 | 0 | 0 | − | − | − | 1 | 0 | 0.0 |
| 譲与 | 172 | 783 | 7 | − | − | − | 172 | 7 | 1.8 |
| 所管換 | 19 | 64 | 84 | − | 16 | 0 | 19 | 84 | 20.4 |
| 有償 | 3 | 9 | 2 | − | − | − | 3 | 2 | 0.7 |
| 無償 | 16 | 54 | 81 | − | 16 | 0 | 16 | 81 | 19.6 |
| 合計 | 3,086 | 3,965 | 405 | 3 | 78 | 7 | 3,089 | 412 | 100.0 |

（注）　数量及び価格は，単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

合を減額した貸付料で貸し付けているものであり，571件，3,192千㎡，1,476億円である。

なお，貸付中の財産（土地）を相手方別にみると，公共団体4,833件，75,352千㎡，１兆4,713億円，公益法人310件，1,673千㎡，955億円，公共団体及び公益法人以外の法人1,870件，7,466千㎡，1,950億円，その他19,624件，5,382千㎡，3,027億円である。

**ニ．未利用国有地**

未利用国有地は，宅地又は宅地見込地で，現に未利用となっている土地（管理委託，一時貸付等暫定活用しているものを含む。）及び現状が農地，山林等の財産で，周辺の状況から判断して宅地開発が見込まれる土地（単独利用困難な土地及び特定国有財産整備計画に基づく処分すべき財産を除く。）であり，2,732件，7,231千㎡，4,841億円である。

最近５か年間の未利用国有地の推移は第27表のとおりである。

**⑶　物納等有価証券の状況**

政府出資等は政府出資及び物納等有価証券からなるが，物納等有価証券は租税物納及び国庫帰属により取得した有価証券である。

令和３年度中における物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額は第28表のとおりであり，令和３年度末現在額は29億円である。

### ４．普通財産（土地）の推移（統計25参照）

普通財産（土地）の面積の推移については，引受や物納等の増加要因及び売払や所管換等の減少要因があり，近年の動向をみると概ね横ばいである。

### ５．国有財産関係歳入（財務局分）の推移（統計36，37参照）

令和３年度の国有財産関係歳入の財務局分収納額は，900億円である。

この大宗を占めるのは国有財産売払収入（東日本大震災復興国有財産売払収入及び特定国有財産売払収入を含む。）529億円であり，次いで国有財産貸付収入356億円となっている。

なお，国有財産売払収入のうち，土地の売払収入は441億円となっている。

最近５か年間の国有財産売払収入の推移は第29表のとおりである。

また，各省各庁所管の普通財産の売払収入を加えた国有財産売払収入の推移は第30表のとおりである。

## 第７　国有財産に関する審議会

国有財産に関する審議会は，財務本省に財政制度等審議会が，各財務局及び沖縄総合事務局に国有財産地方審議会が設置されている。

財政制度等審議会は，中央省庁等改革に伴う審議会等の整理合理化により廃止された国有財産中央審議会外３審議会の機能を引き継ぎ，平成13年１月６日に施行された財務省設置法（平成11年法律第95号）第６条に基づき設置された。さらに財政制度等審議会の下には，財政制度等審議会令（平成12年政令第275号）第６条に基づき，国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項の調査審議等を所掌する国有財産分科会が設置されている（開催状況は第31表のとおり）。

平成29年12月，財務大臣から財政制度等審議会に対し，「最近の国有財産行政を巡る状況を踏まえた，今後の国有財産の管理処分のあり方について」の諮問が行われた。

この諮問に関する調査審議事項について付託を受けた国有財産分科会は，専門的かつ技術的な観点から検討を行うためワーキングチームを設置し，最近の国有財産行政を巡る状況を踏まえ，国有財産に関する課題について幅広く審議を行うこととした。

具体的には，人口減少・少子高齢化などの社会経済環境の変化や国家公務員宿舎の削減計画の達成など，最近の国有財

産行政を巡る状況等を踏まえた今後の国有財産の管理処分のあり方について，ワーキングチームにおいて専門的な検討・審議を重ねた上で，同分科会においても審議を行い，令和元年６月14日，答申「今後の国有財産の管理処分のあり方について－国有財産の最適利用に向けて－」の取りまとめが行われた。

国有財産地方審議会は，財務局長又は沖縄総合事務局長の諮問に応じ，国有財産の具体的な管理処分について調査審議し，これらの事項について財務局長等に意見を述べることができることとされており，令和３年度は13回開催されている（参考資料２参照）。

### 第27表　未利用国有地の推移

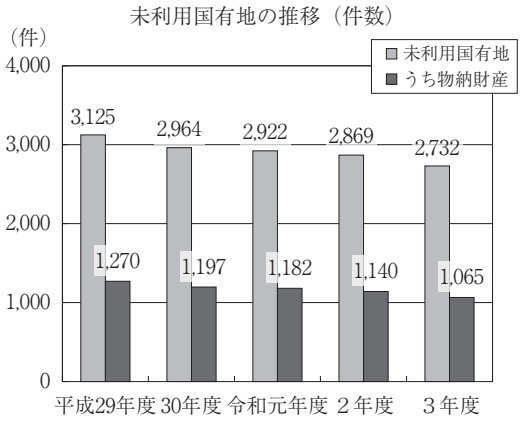


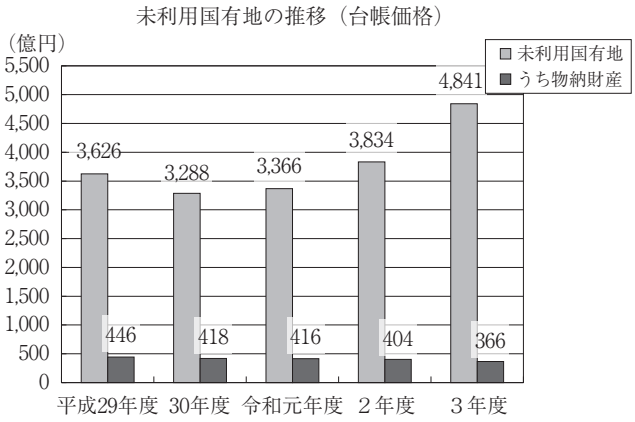


（注）　計数は，単位未満を切り捨てている。

### 第28表　物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額（令和４年３月31日現在）

（単位　銘柄，千株［株式］，千口［その他証券］，億円）

| 区　分 | 令和３年度中増 | | 令和３年度中減 | | 令和３年度末現在額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 台帳価格 | 数量 | 台帳価格 | 銘柄数 | 数量 | 台帳価格 |
| 株　式 | 3,033 | 67 | 6,300 | 121 | 46 | 106,409 | 29 |
| うち上場株式 | 3,033 | 66 | 4,028 | 87 | 22 | 84 | 2 |
| その他証券 | － | － | 0 | 0 | 16 | 1 | 0 |
| 合　計 | 3,033 | 67 | 6,300 | 121 | 62 | 106,411 | 29 |

（注）　1.　その他証券とは，社債，受益証券，地方債等である。
2.　本表には，所属替等の対内的異動を含む。
3.　数量及び価格は，単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

### 第29表　国有財産売払収入の推移（財務局分）

（単位　億円）

| 区　分 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | ２年度 | ３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 国有財産売払収入 | 887 | 570 | 602 | 484 | 529 |
| 土地売払代 | 860 | 470 | 308 | 392 | 441 |
| 一般競争入札 | 315 | 105 | 125 | 80 | 92 |
| その他 | 545 | 365 | 182 | 313 | 349 |

（注）　1.「国有財産売払収入」は，普通財産統計36．国有財産関係（財務局分）歳入科目別・年度別収納状況の「国有財産売払収入」，「特定国有財産売払収入」及び「東日本大震災復興国有財産売払収入」を合算したものである。
2.「一般競争入札」とは，国があらかじめ定めた価格以上で，最も高い価格をつけた者を購入者とする売却方式をいう。
3.「その他」は，地方公共団体等に対する随意契約等による売却方式である。
4.　計数は，単位未満を四捨五入している。

### 第30表　国有財産売払収入の推移

（単位　億円）

| 年　度 | 一般会計 | | | | 特別会計 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 土　地 | 証　券 | その他 | | |
| 平成24年度 | 1,151 | 1,011 | 125 | 15 | 10,166 | 11,317 |
| 25年度 | 1,359 | 1,315 | 17 | 27 | 1,955 | 3,314 |
| 26年度 | 1,361 | 1,208 | 129 | 25 | 2,946 | 4,308 |
| 27年度 | 1,263 | 1,147 | 91 | 24 | 14,689 | 15,952 |
| 28年度 | 1,704 | 1,670 | 15 | 19 | 3,833 | 5,537 |
| 29年度 | 934 | 897 | 22 | 15 | 14,454 | 15,388 |
| 30年度 | 603 | 498 | 94 | 10 | 248 | 850 |
| 令和元年度 | 667 | 418 | 222 | 27 | 3,155 | 3,822 |
| ２年度 | 526 | 475 | 42 | 8 | 199 | 725 |
| ３年度 | 546 | 451 | 85 | 10 | 12,083 | 12,629 |

（注）　計数は，単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第31表　財政制度等審議会（国有財産分科会）の開催状況

| 区　　分 | 開催年月日 | 議　　題 |
|---|---|---|
| 財政制度等審議会第１回総会 | 平成13年１月19日 | 1. 会長の互選<br>2. 議事規則について<br>3. 運営方針について |
| 財政制度等審議会第１回国有財産分科会 | 平成13年１月23日 | 1. 分科会長の互選<br>2. 審議会議事規則の報告等<br>3. 部会の設置<br>4. 審議会から分科会への付託等の報告<br>5. 分科会から部会への付託等<br>6. 議事の公開 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第１回株式部会 | 平成13年４月23日 | 1. 日本電信電話株式会社株式のこれまでの処分の経緯及び処分をめぐる諸事情<br>2. 今後の部会の進め方<br>3. 議事の公開 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第２回株式部会 | 平成13年５月23日 | 1. 日本電信電話株式会社からのヒアリング<br>2. 日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第３回株式部会 | 平成13年５月30日 | 日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第４回株式部会 | 平成13年６月15日 | 今後の日本電信電話株式会社株式の処分に当たっての部会意見整理 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第５回株式部会 | 平成13年６月27日 | 今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について |
| 財政制度等審議会第２回国有財産分科会 | 平成13年６月27日 | 1. 今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について（答申）<br>2. 報告事項<br>　国有財産行政の現状について |
| 財政制度等審議会第２回総会 | 平成13年８月30日 | 1. 分科会からの活動状況報告<br>2. フリーディスカッション |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第１回不動産部会 | 平成13年10月９日 | 報告事項<br>（1）国有財産の使用状況実態調査等の調査結果について<br>（2）PFI事業の取組状況について<br>（3）未利用国有地等の売却促進等に関する取組状況について |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第６回株式部会 | 平成14年４月22日 | 今後における日本たばこ産業株式会社株式の処分に当たっての主幹事証券会社の選定について（答申） |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第２回不動産部会 | 平成14年５月30日 | 報告事項<br>（1）未利用国有地の売却促進に関する取組状況等について<br>（2）PFI方式による公務員宿舎整備の取組状況について |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第３回不動産部会 | 平成14年10月15日 | 1. 報告事項<br>（1）行政財産等の使用状況実態調査等に係るフォローアップ結果について<br>（2）分譲型土地信託の入札結果の概要等について<br>（3）都心大口案件等について<br>2. 最低売払価格を示した入札について |
| 財政制度等審議会第３回総会 | 平成15年１月16日 | 1. 会長の互選<br>2. 議事規則について<br>3. 運営方針について |
| 財政制度等審議会第３回国有財産分科会 | 平成15年２月19日 | 1. 分科会長の互選<br>2. 分科会長代理の指名<br>3. 部会の構成，部会長の指名等<br>4. 分科会の運営方針について<br>5. 報告事項<br>（1）未利用国有地の売却について<br>（2）平成14年度における政府保有株式（JT及びNTT株式）の売却について<br>（3）PFI方式による公務員宿舎の整備について<br>6. 大口返還財産の留保地に係る利用方針について |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第４回不動産部会 | 平成15年３月３日 | 大口返還財産の留保地に係る利用方針について<br>（1）留保地問題の経緯及び現状について<br>（2）関係地方公共団体に対するヒアリング結果等について |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第５回不動産部会 | 平成15年４月24日 | 大口返還財産の留保地に係る利用方針について<br>（1）これまでの議論の整理<br>（2）渉外知事会からの留保地の利用方針に関する要請 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第６回不動産部会 | 平成15年５月22日 | 大口返還財産の留保地に係る利用方針について<br>（1）関係地方公共団体への意見照会結果について<br>（2）大口返還財産の留保地の取扱いに関する答申案の骨子について |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第７回不動産部会 | 平成15年６月３日 | 1. 米軍基地跡地（大口返還財産留保地）の処分に関する要望について<br>2.「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」報告書（案） |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第８回不動産部会 | 平成15年６月24日 | 大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて |
| 財政制度等審議会第４回国有財産分科会 | 平成15年６月24日 | 大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて（答申） |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第７回株式部会 | 平成16年３月11日 | 報告事項<br>（1）平成15年度売却実績（NTT，JT自己株式取得）について<br>（2）今後の自己株式取得における対応について<br>（3）最近の株式市場の動向について |

| 区　　分 | 開催年月日 | 議　　題 |
|---|---|---|
| 財政制度等審議会第５回国有財産分科会 | 平成16年６月17日 | 報告事項<br>(1)　政府保有NTT・JT株式の処分について<br>(2)「大口返還財産の留保地」答申のフォローアップについて<br>(3)　未利用国有地の売却促進の実施状況について<br>(4)　国家公務員宿舎使用料の改定について<br>(5)　国立大学法人等及び独立行政法人国立病院機構の設立に伴う国有財産の承継について |
| 財政制度等審議会第４回総会 | 平成17年１月17日 | 1.　会長の互選<br>2.　議事規則について<br>3.　運営方針について |
| 財政制度等審議会第６回国有財産分科会 | 平成17年２月16日 | 1.　分科会長の互選<br>2.　分科会長代理の指名<br>3.「今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について（諮問）」の説明<br>4.　国有財産制度部会の設置<br>5.　各部会の構成，部会長の指名等<br>6.　分科会，部会の運営方針<br>7.　報告事項<br>政府保有NTT・JT株式の処分状況 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第１回国有財産制度部会 | 平成17年２月28日 | 1.　今後のスケジュール<br>2.　国有財産制度の現状 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第２回国有財産制度部会 | 平成17年３月23日 | 1.　行政財産の民間利用<br>2.　報告事項 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第３回国有財産制度部会 | 平成17年４月７日 | 未利用国有地等の売却促進 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第４回国有財産制度部会 | 平成17年５月10日 | 庁舎の効率的な使用と整備 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第５回国有財産制度部会 | 平成17年５月31日 | 1.　国有財産の監査及び情報提供等<br>2.　報告事項 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第６回国有財産制度部会 | 平成17年６月20日 | 1.　国家公務員宿舎制度<br>2.　物納制度<br>3.　諸外国における地方公共団体への無償譲渡・無償貸付<br>4.　国有財産情報公開システムへのアクセス状況 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第７回国有財産制度部会 | 平成17年７月26日 | 1.　未利用国有地等の売却促進<br>2.　国会議決の金額基準<br>3.　報告事項 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第８回国有財産制度部会 | 平成17年８月３日 | 行政財産の民間利用 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第９回国有財産制度部会 | 平成17年８月29日 | 1.　庁舎等の効率的な使用と整備<br>2.　国有財産行政における効率性の視点の明確化<br>借受庁舎等に対する総轄権行使の見直し<br>3.　報告事項 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第10回国有財産制度部会 | 平成17年９月13日 | 1.　情報提供の拡充<br>2.　政府出資の評価方法の見直し<br>3.　普通財産の管理処分に関する優遇措置の見直し<br>4.　国有財産貸付料等に係る口座振替制度の導入<br>5.　報告事項 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第11回国有財産制度部会 | 平成17年10月４日 | 1.　今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－中間報告書（素案）<br>2.　最近の国有財産行政に関する報告事項 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第12回国有財産制度部会 | 平成17年10月25日 | 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－中間報告書（案） |
| 財政制度等審議会第７回国有財産分科会 | 平成17年11月８日 | 1.　今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－（中間答申）<br>2.　報告事項<br>政府保有NTT・JT株式の処分状況 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第13回国有財産制度部会 | 平成17年11月22日 | 1.　国有財産の監査<br>2.　コスト分析等定量的分析手法の導入<br>3.　行政財産の貸付等<br>4.　国家公務員宿舎行政<br>5.　最近の国有財産行政に関する報告 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第14回国有財産制度部会 | 平成17年12月13日 | 1.　国家公務員宿舎の効率的使用と運用の改善<br>2.　民間のオフィスの使用実態<br>3.　保有と賃借のコスト比較<br>4.　最近の国有財産行政に関する報告<br>5.　今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－報告書（案） |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第15回国有財産制度部会 | 平成18年１月18日 | 1.　最近の国有財産行政に関する報告<br>2.　今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－報告書（案）<br>3.　部会の調査審議事項の議決についての報告 |

| 区　　分 | 開催年月日 | 議　　題 |
|---|---|---|
| 財政制度等審議会第８回国有財産分科会 | 平成18年１月18日 | 1. 最近の国有財産行政に関する報告<br>2. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－（答申）<br>3. 部会に付託された調査審議事項の議決について |
| 財政制度等審議会第５回総会 | 平成18年２月７日 | 1. 会長互選<br>2. 各分科会の当面の課題等について |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第９回不動産部会 | 平成18年６月15日 | 1. 庁舎等の使用調整について<br>2. 特定国有財産整備計画について |
| 財政制度等審議会第９回国有財産分科会 | 平成18年６月15日 | 1. 国有財産法等の改正について<br>2. 国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する有識者会議における検討結果について<br>3. 特定国有財産整備計画について |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第８回株式部会 | 平成18年11月24日 | 1. 諮問内容について<br>2. アルコール事業の民営化について<br>3. 日本アルコール産業株式会社の株式の処分について（答申） |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第10回不動産部会 | 平成18年12月12日 | 1. 庁舎等使用調整計画について<br>2. 最近の国有財産行政について |
| 財政制度等審議会第６回総会 | 平成19年１月16日 | 1. 会長の互選<br>2. 議事規則について<br>3. 運営方針等について |
| 財政制度等審議会第10回国有財産分科会 | 平成19年３月２日 | 1. 分科会長の互選<br>2. 分科会長代理の指名<br>3. 各部会の構成，部会長の指名等<br>4. 分科会，部会の運営方針<br>5. 事務局からの報告事項<br>(1) 資産債務改革の検討状況<br>(2) 答申に盛り込まれた事項の実施状況<br>(3) 不動産部会及び株式部会における審議状況<br>・中央合同庁舎第４号館及び永田町合同庁舎に係る庁舎等使用調整計画等について<br>・日本アルコール産業株式会社の株式の処分について<br>(4) 特別会計に関する法律案の提出について |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第11回不動産部会 | 平成19年６月19日 | 庁舎等の使用調整計画について |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第９回株式部会 | 平成19年10月16日 | 1. 今後の政府保有株式の売却見込み等<br>2. 日本郵政株式会社について<br>3. 日本アルコール産業株式会社の株式売却について |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第12回不動産部会 | 平成20年３月18日 | 庁舎等の使用調整計画について |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第13回不動産部会 | 平成20年６月26日 | 庁舎等の使用調整計画について |
| 財政制度等審議会第11回国有財産分科会 | 平成20年６月26日 | 1. 大口返還財産の留保地等の利用計画<br>2. 各部会における審議状況<br>3. 国有財産行政における諸課題<br>4. 国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議報告書について |
| 財政制度等審議会第７回総会 | 平成21年１月15日 | 1. 会長の互選<br>2. 議事規則について<br>3. 運営方針等について |
| 財政制度等審議会第12回国有財産分科会 | 平成21年２月25日 | 1. 分科会長の互選<br>2. 分科会長代理の指名<br>3. 各部会の構成，部会長の指名等<br>4. 分科会，部会の運営方針<br>5. 事務局からの報告事項<br>(1) 国有財産の売却促進のための各種方策等について<br>(2) 国家公務員宿舎を活用した離職者への緊急的支援について |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第10回株式部会 | 平成21年２月25日 | 政府保有株式を取り巻く現状について |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第14回不動産部会 | 平成21年６月18日 | 庁舎等の使用調整計画について |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第15回不動産部会，第16回国有財産制度部会合同会議 | 平成21年６月18日 | 1. 庁舎・宿舎の移転・再配置計画の実行状況について<br>2. その他（霞が関低炭素社会について） |
| 財政制度等審議会第８回総会 | 平成22年４月26日 | 会長の互選 |
| 財政制度等審議会第13回国有財産分科会，第16回不動産部会合同会議 | 平成22年６月25日 | 1. 庁舎等の使用調整計画について<br>2. 事務局からの説明<br>(1) 国有財産行政の現状について<br>（新成長戦略における国有財産の有効活用について等）<br>(2) 政府保有株式を取り巻く状況について |
| 財政制度等審議会第14回国有財産分科会 | 平成22年12月９日 | 報告事項<br>国有財産行政の現状について<br>(1) 平成21年度国有財産増減及び現在額<br>(2) 国有財産に係る監査<br>(3)「新成長戦略における国有財産の有効活用について」のフォローアップ<br>(4) 国有財産行政におけるPRE戦略 |

| 区　　分 | 開催年月日 | 議　　題 |
|---|---|---|
| 財政制度等審議会第９回総会 | 平成23年１月17日 | 1. 会長の互選<br>2. 議事規則について<br>3. 運営方針等について |
| 財政制度等審議会第15回国有財産分科会 | 平成23年１月17日 | 1. 分科会長の選任<br>2. 分科会長代理の指名<br>3. 分科会の運営方針<br>4. 事務局からの説明事項<br>国有財産行政の現状について |
| 財政制度等審議会第16回国有財産分科会 | 平成23年６月28日 | 1. 庁舎等使用調整計画について<br>2. 事務局からの説明<br>国有財産行政の現状について<br>(1) 東日本大震災への対応<br>(2) 国有財産の有効活用等（PRE戦略）についてのフォローアップ |
| 財政制度等審議会第17回国有財産分科会 | 平成24年１月27日 | 1. 庁舎等使用調整計画について<br>2. 事務局からの説明<br>(1) 国有財産監査の結果について<br>(2) 国有財産行政の現状について |
| 財政制度等審議会第18回国有財産分科会 | 平成24年５月18日 | 政府保有JT株式の処分について<br>(1) 日本たばこ産業株式会社株式を取り巻く状況<br>(2) 過去のJT株式の処分に係る審議会付議状況<br>(3) JT株式（「２分の１以上」⇒「３分の１超」）の処分方針<br>(4) JT株式の第４次売出しに係る主幹事証券会社審査要領 |
| 財政制度等審議会第19回国有財産分科会 | 平成24年９月11日 | 1. 国家公務員宿舎に係るコスト比較手法の見直しについて<br>2. 庁舎等使用調整計画について<br>3. 事務局からの説明<br>(1) 国有財産行政の現状について<br>(2) 売却手法の検証・改善等の検討状況について<br>(3) 平成23年度国有財産監査の結果について |
| 財政制度等審議会第10回総会 | 平成25年１月８日 | 1. 会長の互選<br>2. 議事規則について<br>3. 運営方針等について |
| 財政制度等審議会第20回国有財産分科会 | 平成25年２月19日 | 1. 分科会長の選任<br>2. 分科会長代理の指名<br>3. 分科会の運営方針<br>4. 事務局からの説明<br>「国家公務員宿舎の削減計画」（平成23年12月１日公表）に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて |
| 財政制度等審議会第21回国有財産分科会 | 平成25年６月６日 | 1. 庁舎等使用調整計画について<br>2. 事務局からの説明<br>(1) 国有財産行政の現状について<br>(2) 平成24年度国有財産監査の結果について |
| 財政制度等審議会第22回国有財産分科会 | 平成26年２月４日 | 1. 分科会長代理の指名<br>2. 事務局からの説明<br>(1) 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて<br>(2) 国家公務員宿舎使用料の見直しについて<br>(3) 最近の国有財産行政について |
| 財政制度等審議会第23回国有財産分科会 | 平成26年４月14日 | 1. 今後の分科会の進め方<br>2. 事務局からの説明<br>(1) 日本郵政株式を取り巻く状況<br>(2) 政府保有株式の売却について<br>(3) 主幹事証券会社の選定基準<br>3. 日本郵政株式会社からのヒアリング |
| 財政制度等審議会第24回国有財産分科会 | 平成26年４月24日 | 1. 庁舎等使用調整計画について<br>2. 証券市場関係者からのヒアリング<br>(1) 日本証券業協会<br>(2) 野村證券株式会社<br>(3) 株式会社東京証券取引所 |
| 財政制度等審議会第25回国有財産分科会 | 平成26年５月15日 | 日本郵政株式会社の株式の処分について（案） |
| 財政制度等審議会第26回国有財産分科会 | 平成26年６月５日 | 1. 日本郵政株式会社の株式の処分について<br>2. 庁舎等使用調整計画について<br>3. 事務局からの説明<br>(1) 最近の国有財産行政について<br>(2) 平成25年度国有財産監査の結果について |
| 財政制度等審議会第27回国有財産分科会 | 平成26年８月４日<br>～８月６日 | 日本郵政株式会社株式の新規公開に係る主幹事証券会社審査要領 |
| 財政制度等審議会第11回総会 | 平成27年１月23日 | 1. 会長の互選<br>2. 議事規則について<br>3. 運営方針等について |
| 財政制度等審議会第28回国有財産分科会 | 平成27年２月12日 | 1. 分科会長の選任<br>2. 分科会長代理の指名<br>3. 分科会の運営方針<br>4. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式の処分について<br>5. 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて<br>6. 国有財産行政の現状について |

| 区　　分 | 開催年月日 | 議　　題 |
|---|---|---|
| 財政制度等審議会第29回国有財産分科会 | 平成27年6月15日 | 1. 千代田区大手町二丁目に所在する国有財産の管理処分について<br>2. 庁舎等使用調整計画について<br>3. 平成26年度国有財産監査の結果について<br>4. 日本郵政株式会社の株式の処分に係る検討経緯について |
| 財政制度等審議会第30回国有財産分科会 | 平成27年11月24日 | 1. 介護施設整備に係る国有地活用について<br>2. 事務局からの説明<br>(1) 日本郵政株式会社の株式上場について<br>(2) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式の処分について |
| 財政制度等審議会第31回国有財産分科会 | 平成28年2月10日 | 1. 庁舎等使用調整計画について<br>2. 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて<br>3. 事務局からの説明<br>(1) 平成28年4月以降の国家公務員宿舎使用料の引上げについて<br>(2) 最近の国有財産行政について |
| 財政制度等審議会第32回国有財産分科会 | 平成28年5月17日 | 1. 熊本地震への対応について<br>2. 一億総活躍社会の実現に向けた国有地の有効活用について<br>3. 平成27年度国有財産監査の結果について<br>4. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）株式の売却について<br>5. 株主総会への対応について |
| 財政制度等審議会第33回国有財産分科会 | 平成29年1月16日 | 最近の国有財産行政について |
| 財政制度等審議会第34回国有財産分科会 | 平成29年2月17日 | 1. 庁舎等使用調整計画等について<br>2. 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて<br>3. 普通財産を巡る状況について |
| 財政制度等審議会第35回国有財産分科会 | 平成29年3月24日<br>平成29年3月27日<br>～3月29日 | 庁舎等使用調整計画について |
| 財政制度等審議会第12回総会 | 平成29年4月7日 | 1. 会長の互選<br>2. 議事規則について<br>3. 運営方針等について |
| 財政制度等審議会第36回国有財産分科会 | 平成29年5月26日 | 1. 分科会長の互選<br>2. 分科会長代理の指名<br>3. 分科会の運営方針<br>4. 平成28年度国有財産監査の結果<br>5.「国家公務員宿舎の削減計画」等の実施状況等について |
| 財政制度等審議会第37回国有財産分科会 | 平成29年12月11日 | 1. 最近の国有財産行政を巡る状況を踏まえた，今後の国有財産の管理処分のあり方について（諮問）<br>2. 国有財産行政の最近のトピックス<br>3. 国家公務員宿舎使用料引上げの概要<br>4. 株主議決権行使について |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第１回ワーキングチーム | 平成29年12月15日 | 1. ワーキングチームの運営方針<br>2. 普通財産の管理処分の適正性の向上 |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第２回ワーキングチーム | 平成30年1月10日 | 普通財産の管理処分の適正性の向上 |
| 財政制度等審議会第38回国有財産分科会 | 平成30年1月19日 | 1. 公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続き等の具体的な見直しについて<br>2. 庁舎等使用調整計画について |
| 財政制度等審議会第39回国有財産分科会 | 平成30年3月27日 | 庁舎等使用調整計画について |
| 財政制度等審議会第40回国有財産分科会 | 平成30年4月12日 | 1. 森友学園への国有地売却に関する決裁文書について<br>2. 国有財産の管理処分手続き等の見直しに係る通達等の改正について |
| 財政制度等審議会第41回国有財産分科会 | 平成30年7月4日 | 1. 森友学園への国有地売却に関する調査報告書等について<br>2. 処分価格等の明確化について<br>3. 平成29年度国有財産監査の結果について |
| 財政制度等審議会第42回国有財産分科会 | 平成30年7月19日<br>～7月20日 | 庁舎等使用調整計画について |
| 財政制度等審議会第43回国有財産分科会 | 平成30年9月28日 | 今後の国有財産の管理処分のあり方について |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第３回ワーキングチーム | 平成30年10月22日 | 普通財産に関する課題について（有効活用の更なる推進） |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第４回ワーキングチーム | 平成30年11月28日 | 普通財産に関する課題について（引き取り手のない不動産への対応） |
| 財政制度等審議会第44回国有財産分科会 | 平成30年12月21日 | 1. 会計検査院のその後の検査について<br>2. 普通財産に関する課題について |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第５回ワーキングチーム | 平成31年1月24日 | 行政財産に関する課題について（国家公務員宿舎に関する今後の対応） |
| 財政制度等審議会国有財産分科会第６回ワーキングチーム | 平成31年2月22日 | 行政財産に関する課題について<br>1. 国家公務員宿舎に関する今後の対応<br>2. 庁舎需要等への対応<br>3. 行政財産の有効活用 |
| 財政制度等審議会第45回国有財産分科会 | 平成31年3月28日 | 1. 行政財産に関する課題について<br>2. 庁舎等使用調整計画について<br>3. 所有者不明土地問題の検討状況について |

| 区　　分 | 開催年月日 | 議　　題 |
|---|---|---|
| 財政制度等審議会第13回総会 | 平成31年４月４日 | 1. 会長の互選<br>2. 議事規則について<br>3. 運営方針等について |
| 財政制度等審議会第46回国有財産分科会 | 令和元年５月22日 | 1. 分科会長の互選について<br>2. 分科会長代理の指名<br>3. 分科会の運営方針について<br>4. 今後の国有財産の管理処分のあり方について<br>5. 平成30年度国有財産監査の結果について |
| 財政制度等審議会第47回国有財産分科会 | 令和元年６月14日 | 1. 今後の国有財産の管理処分のあり方について－国有財産の最適利用に向けて－（答申）<br>2. 庁舎等使用調整計画について<br>3. 四谷再開発建物の権利床の入居官署について<br>4. 第三者チェックの実施状況について |
| 財政制度等審議会第48回国有財産分科会 | 令和２年３月２日 | 1.「最適利用」答申等のフォローアップについて<br>2. 庁舎等使用調整計画について<br>3. 所有者不明土地等に関する検討状況について |
| 財政制度等審議会第49回国有財産分科会 | 令和２年６月８日～６月12日 | 1.「最適利用」答申等のフォローアップについて<br>2. 介護施設整備に係る貸付料減額措置の延長について<br>3. 国有財産の貸付料等に係る債権の履行期限を延長する制度の創設等について<br>4. 令和元年度国有財産監査の結果について |
| 財政制度等審議会第50回国有財産分科会 | 令和３年３月17日 | 1. 未利用国有地の管理処分の多様化について<br>2. 経済対策等における新たな国有財産の活用について<br>3. 行政財産に係る有識者勉強会の開催について |
| 財政制度等審議会第51回国有財産分科会 | 令和３年６月２日 | 1. 分科会長の互選について<br>2. 分科会長代理の指名<br>3. 分科会の運営方針について<br>4. 庁舎等使用調整計画について<br>5. 行政財産に係る取組みについて<br>6. 令和２年度国有財産監査の結果について<br>7. 第三者チェックの実施状況について |
| 財政制度等審議会第52回国有財産分科会 | 令和３年12月８日 | 1. 東京地下鉄株式会社の株式の処分について<br>2. 虎ノ門再開発建物の権利床の入居官署及び庁舎等使用調整計画（中央官衙地区事案）<br>3. 行政財産の未来像研究会における議論の取りまとめ結果の報告<br>4. 千代田区大手町二丁目所在の信託中財産の処分について<br>5. 経済対策等における国有財産の活用について |
| 財政制度等審議会第53回国有財産分科会 | 令和４年２月21日 | 1. 東京地下鉄株式会社の株式の処分について<br>2. 庁舎等使用調整計画について<br>3.「最適利用」答申及び行政財産の未来像研究会報告書を踏まえた対応について（行政財産） |
| 財政制度等審議会第54回国有財産分科会 | 令和４年３月22日～３月28日 | 1. 東京地下鉄株式会社の株式の処分について<br>2. 東京地下鉄株式会社株式の新規公開に係る主幹事証券会社審査要領 |
| 財政制度等審議会第55回国有財産分科会 | 令和４年５月31日 | 1. 令和３年度国有財産監査の結果について<br>2. 第三者チェックの実施状況について |

## 第８　国有財産の監査

### １．監査の概要

財務大臣は，国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため，各省各庁の長が所管する国有財産について実地監査をすることができる（国有財産法第10条ほか）。

これは，国有財産の管理及び処分に関する事務を統一し，その適正化や効率化を図る等のために財務大臣が行う国有財産に係る総括事務の一つであり，能動的な事務である。

### ２．監査事務

#### ⑴　平成23年度以降の監査について

国有財産については，売却等を通じて国の財政に貢献するとともに，地域や社会のニーズに対応した有効活用を促進することを目的として，平成23年度以降，国有財産の監査の充実・強化を図ることとし，従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めることとした。

#### ⑵　令和４年度の監査方針

**イ　令和４年度監査の基本方針**

令和４年度においては，①庁舎等及び宿舎の公用財産等，②各省各庁所管の普通財産の監査の順に事務量を重点的に配分することとし，実効性の高い監査を実施する。

**ロ　重点対象に係る監査の目的等**

**(イ)　庁舎等及び宿舎の公用財産等**

・一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態

A　監査の目的

一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態を把握し，省庁横断的な使用調整等により有効活用を促進し，国有財産の最適利用を図る。

B　対象財産

同一地域内に所在する又は相互に業務関連性を有する機関が管理又は使用する庁舎等を複数選定。

・研修教育施設等の使用実態

A　監査の目的

使用実態を把握し，省庁横断的な使用調整等により，国有財産の有効活用の促進を図る。

B　対象財産

研修教育施設，宿泊等施設，会議施設及び運動施設。

・庁舎等及び宿舎の保全状況

A　監査の目的

社会資本ストックである既存の庁舎等及び宿舎については，維持管理状況を把握し，建物の長寿命化，効率的維持管理の促進を図る。

B　対象財産

一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態の監査の対象財産から選定。

**(ロ)　各省各庁所管の普通財産**

A　監査の目的

未利用国有地等の有効活用を促進するため，処理の進捗状況を把握し，管理処分の適正化を図ることを目的とする。また，国有財産を総括する立場から，管理処分手法に関する知見等について各省各庁へ必要かつ適切な助言をしつつ，地域や社会のニーズの変化・多様化にも対応した有効活用の促進を図る。

B　対象財産

特別会計（財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定を除く。）所属及び一般会計所属の普通財産のうち次の財産から，対象を選定。

a　特別会計の廃止に伴い一般会計化された旧特別会計所属普通財産で，財務局等に引き継ぐこととされた財産

b　上記ａのほか，有効活用の促進の観点から監査の実施が有効であると認められる①未利用国有地

**第32表　令和３年度国有財産監査の結果（指摘内容別）**

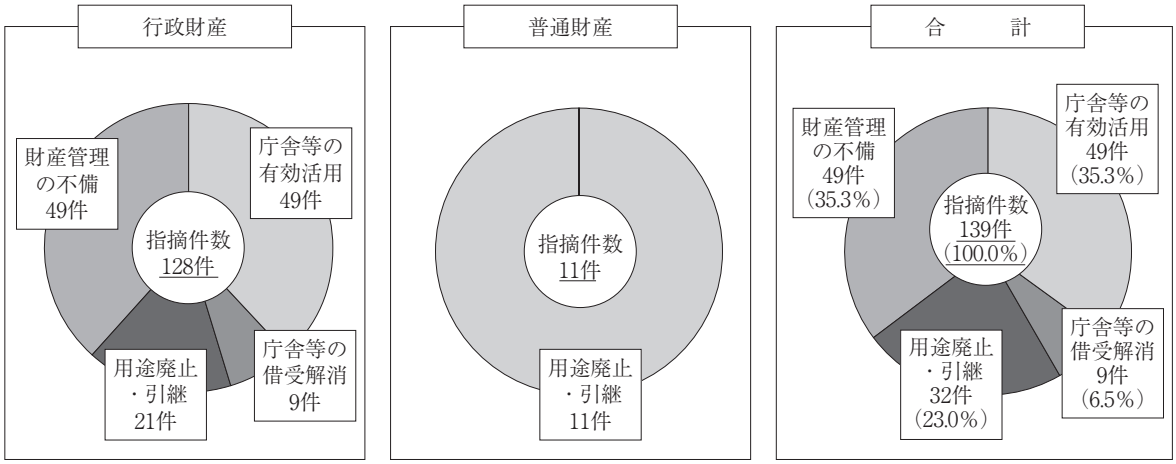


| 指摘内容 | 行政財産 | 普通財産 | 合　計 | |
|---|---|---|---|---|
| | 件数（件） | 件数（件） | 件数（件） | 割合（%） |
| 庁舎等の有効活用 | 49（30） | 0　(0) | 49（30） | 35.3（30.9） |
| 庁舎等の借受解消 | 9（7） | 0　(0) | 9（7） | 6.5（7.2） |
| 用途廃止・引継 | 21（19） | 11（9） | 32（28） | 23.0（28.9） |
| 財産管理の不備 | 49（32） | 0　(0) | 49（32） | 35.3（33.0） |
| 合　計 | 128（88） | 11（9） | 139（97） | 100.0（100.0） |

（注）１．各欄の（　）書きは，令和２年度監査結果の件数，割合である。
２．割合は小数点第２位を四捨五入しているため，合計と一致しないことがある。

**第33表　令和３年度各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況**

（単位　件，千㎡，億円）

| 区　分 | 前年度末の保有財産 | 年度内の変動状況 | | | 令和３年度末の保有財産 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 新規発生 | 処分等（注１） | その他（注２） | |
| 件　数 | 879 | 36 | 72 | 6 | 849 |
| 面　積 | 3,399 | 561 | 212 | △4 | 3,744 |
| 台帳価格 | 300 | 57 | 36 | △1 | 320 |

（注１）「処分等」とは，売却のほか，財務局等へ引継等の事由による減を示している。
（注２）「その他」とは，管理態様変更，口座分割・統合，国有財産台帳価格改定，実測等の事由によるものを計上している。
（注３）面積及び価格は，単位未満を切り捨てているため，計において一致しないことがある。

に分類される財産，②未利用国有地以外に分類される財産（市街地に所在するもの）

⑶　令和３年度の監査結果等について

イ　国有財産監査の結果

令和３年度においては，新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも，全国で472件の監査を実施し，そのうち139件（29.4％）について問題点を指摘した。

主な内容は以下のとおり。

(イ)　行政財産

監査の結果，庁舎等に確認された余剰スペースについて，非効率使用の改善を図るため，近隣庁舎の借受解消，用途廃止及び当該庁舎に入居する官署の移転を求めた。

(ロ)　普通財産

特別会計の廃止に伴い一般会計化された旧特別会計所属普通財産で，財務局等に引き継ぐこととされた財産のうち，引継ぎに向けた所要の作業が進捗していないものについて，速やかな財務局等への引継ぎを求めた。

ロ　各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況

各省各庁が所管する普通財産のうち未利用国有地について，令和３年度中の財産の発生状況及び処分等処理の進捗状況を把握し，各省各庁に対して処理の促進を要請するフォローアップを実施した。

（注１）「令和３年度国有財産監査の結果」については，第32表を参照。

（注２）「令和３年度各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況」については，第33表を参照。

（注３）令和３年度の監査結果等については，財務省のホームページで公表している。

・　令和３年度国有財産監査の結果（アドレス：https://www.mof.go.jp/policy/national_property/summary/result/fy2021/index.html）

・　令和３年度各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況（アドレス：https://www.mof.go.jp/policy/national_property/summary/property_audit/utilized_by_ministry/fy2021/index.html）

## 第９　国有財産に関する情報提供

財政のストックを国民に明らかにする観点から，土地をはじめとする国有財産について，法令に基づく各種報告のみならず出版物等を通じて情報提供を行っている。国有財産に関する情報については，積極的な情報の公開・発信とともに，情報提供の内容の充実や財務省ウェブサイト等の利便性向上に努めることとしている。

現在，国有財産に関して提供している情報は第34表のとおりである。

### １．法令に基づく報告

毎年度，国有財産法第34条及び第37条に基づき，国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書を会計検査院の検査を経たうえで国会に報告している。

また，財政法第28条に基づき，予算の参考書類として，国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調書を国会に提出し，さらに同法第46条に基づき，国有財産の現在高について国民への報告を行っている。

### ２．情報提供

⑴　財務省のホームページ（アドレス：https://www.mof.go.jp/）に国有財産の項目を設け，最新の国有財産行政を反映した「国有財産レポート」や国有財産の現在額等の各種統計資料を掲載している。「国有財産の売却情報」では，全国の財務局等のホームページへのリンクにより，国有財産の入札，処分結果等の情報提供を行っており，その他にも「国有財産に関する国会報告」，「国有財産関係法令・通達」などを掲載している。

⑵　国有財産情報公開システム（アドレス：https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/）において国有財産に関する情報を，①「買う」，②「調べる」，③「借りる」に区分し，掲載している。

また，国有財産の売却等に関する情報をタイムリーに配信するために，「国有財産物件情報メールマガジン」の登録を受け付けている。

①　国有財産を「買う」

全国の財務局等における国有財産の売却情報等のリンク先を掲載している。

②　国有財産を「調べる」

全国にある国有財産について一件別に所在地，数量，価格のほか，用途地域や容積率等の法令上の制限，地図情報等を掲載している。

③　国有財産を「借りる」

全国の財務局等における事業用定期借地による貸付や暫定活用（一時貸付）が可能な物件の情報のリンク先を掲載している。

## 第10　未利用国有地の有効活用と権利付財産の売却

### １．未利用国有地及び権利付財産の引受・保有・売却状況

⑴　未利用国有地の保有状況

令和３年度末現在の未利用国有地は，2,732件，台帳価格4,841億円である。

なお，未利用国有地の処分等結果については財務省のホームページ（アドレス：https://www.mof.go.jp/policy/national_property/summary/property_audit/non_utilized_land/fy2021/index.html）等で公表している。

## 第34表　国有財産に関する情報提供の現状

(1)　公表・報告

| 区　　分（根拠法令） | 公表方法等 | 主な情報内容 | 公表等(予定) |
|---|---|---|---|
| 国有財産増減及び現在額総計算書，説明書<br>(国有財産法第34条) | 国会（報告），財務省ホームページ | 区分（土地，建物等）毎の数量，価格 | 年１回　11月 |
| 国有財産無償貸付状況総計算書，説明書<br>(国有財産法第37条) | 国会（報告），財務省ホームページ | 区分（土地，建物等）毎の数量，価格 | 年１回　11月 |
| 国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調書（財政法第28条） | 国会（提出） | 区分（土地，建物等）毎の数量，価格 | 年１回　１月 |
| 国有財産の現在高<br>(財政法第46条) | 官報・財務省ホームページ | 区分（土地，建物等）毎の数量，価格 | 年１回　４月 |

(2)　情報提供（PR）

①定期刊行物

| 区　　分 | 主な情報内容 | 公表等(予定) |
|---|---|---|
| 財政金融統計月報「国有財産特集」 | 国有財産の概要，国有財産の現在額及び増減額，政府出資法人の状況，行政財産統計，普通財産統計 | 年１回　３月 |

②財務省ホームページ（「国有財産」のページ）

| 区　　分 | | 主な情報内容 | 公表等(予定) |
|---|---|---|---|
| 国有財産の概要 | | 国有財産の現在額，国有財産監査の結果，普通財産（未利用国有地）の状況，国有財産の売却情報（各財務局等のホームページへリンク） | 随時 |
| 国有財産の一覧 | 国有特許権等一件別情報 | 国に帰属している知的財産権（特許権，著作権，商標権，意匠権，実用新案権）の登録番号，名称，存続期間 | 年１回　11月 |
| | 政府保有株式 | 政府保有株式の概要，政府保有株式の売出し | 随時 |
| 国有財産トピックス | | 国有財産に関するトピックス，各種報道発表資料 | 随時 |
| 関連資料・データ | | 国有財産統計，国有財産に関する国会報告 | 随時 |
| 国有財産関係法令・通達 | | 国有財産に関する訓令，通達 | 随時 |
| 審議会・研究会等 | | 財政制度等審議会国有財産分科会等の答申・報告書等，報道発表，議事要旨 | 随時 |
| 出版物等 | 国有財産レポート | 国有財産に関する制度や国有財産行政の取組状況等 | 年１回　８月 |
| | パンフレット「地域に貢献する国有財産行政」 | 地域に密着した国有財産の活用事例（各財務局等のホームページへリンク） | 年１回　７月 |
| | 財政金融統計月報「国有財産特集」 | 国有財産の概要，国有財産の現在額及び増減額，政府出資法人の状況，行政財産統計，普通財産統計（財務総合政策研究所のホームページへリンク） | 年１回　５月 |

③国有財産情報公開システム

| 区　　分 | | 主な情報内容 | 公表等(予定) |
|---|---|---|---|
| 国有財産を「買う」 | 国有財産の売却情報 | 全国の財務局等が一般競争入札を行っている物件，即購入が可能な物件の所在地，数量，法令上の制限，交通機関，最寄駅（各財務局等のホームページへリンク） | 随時 |
| | その他の売却情報 | 地方公共団体所有の公有財産や各省庁所有の国有財産の売却情報（各財務局等のホームページへリンク） | 随時 |
| | 国有財産物件情報メールマガジン | 全国の財務局等が行っている入札物件及びその開札結果，公用・公共用の取得等要望の受付に関する情報，一時貸付に関する情報，事業用定期借地に関する情報，その他国有財産に関するお知らせ | 随時 |
| 国有財産を「調べる」 | 国有財産一件別情報 | 全国にある国有財産の一件別の所在地，数量，価格，用途地域や容積率等の法令上の制限及び地図情報 | 年１回　11月 |
| 国有財産を「借りる」 | 貸付可能物件情報 | 全国の財務局等における事業用定期借地による貸付や暫定活用（一時貸付）が可能な物件の所在地，数量（各財務局等のホームページへリンク） | 随時 |

財務局等所在地，電話番号及びホームページアドレス

| 財務本省，財務局等名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号(代表) | ホームページアドレス |
|---|---|---|---|---|
| 財務本省 | 100-8940 | 東京都千代田区霞が関３－１－１ | 03-3581-4111 | https://www.mof.go.jp/ |
| 北海道財務局 | 060-8579 | 北海道札幌市北区北８条西２<br>札幌第１合同庁舎 | 011-709-2311 | https://lfb.mof.go.jp/hokkaido/ |
| 東北財務局 | 980-8436 | 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１<br>仙台合同庁舎 | 022-263-1111 | https://lfb.mof.go.jp/tohoku/ |
| 関東財務局 | 330-9716 | 埼玉県さいたま市中央区新都心１－１<br>さいたま新都心合同庁舎１号館 | 048-600-1111 | https://lfb.mof.go.jp/kantou/ |
| 北陸財務局 | 921-8508 | 石川県金沢市新神田４－３-10<br>金沢新神田合同庁舎 | 076-292-7860 | https://lfb.mof.go.jp/hokuriku/ |
| 東海財務局 | 460-8521 | 愛知県名古屋市中区三の丸３－３－１ | 052-951-1772 | https://lfb.mof.go.jp/tokai/ |
| 近畿財務局 | 540-8550 | 大阪府大阪市中央区大手前４－１-76<br>大阪合同庁舎第４号館 | 06-6949-6390 | https://lfb.mof.go.jp/kinki/ |
| 中国財務局 | 730-8520 | 広島県広島市中区上八丁堀６-30<br>広島合同庁舎第４号館 | 082-221-9221 | https://lfb.mof.go.jp/chugoku/ |
| 四国財務局 | 760-8550 | 香川県高松市サンポート３-33<br>高松サンポート合同庁舎（南館） | 087-811-7780 | https://lfb.mof.go.jp/shikoku/ |
| 九州財務局 | 860-8585 | 熊本県熊本市西区春日２-10-１<br>熊本地方合同庁舎 | 096-353-6351 | https://lfb.mof.go.jp/kyusyu/ |
| 福岡財務支局 | 812-0013 | 福岡県福岡市博多区博多駅東２-11-１<br>福岡合同庁舎 | 092-411-5095 | https://lfb.mof.go.jp/fukuoka/ |
| 沖縄総合事務局財務部 | 900-0006 | 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１<br>那覇第２地方合同庁舎２号館 | 098-866-0091 | https://www.ogb.go.jp/zaimu |

財務局等を設置していない都府県には財務事務所を設置している。

（注１）未利用国有地の処分等結果については第35表を，令和３年度末現在の保有状況については第36表を参照。

（注２）平成24年度からの物納不動産（土地）の引受状況の推移は第37表のとおりである。

⑵　未利用国有地及び権利付財産の売却状況

令和３年度までの未利用国有地の入札実施状況は第38表のとおりである。令和３年度においては，約570件の一般競争入札を実施し，このうち約280件が成約に至っている。

令和４年度においては，令和３年度末時点において地方公共団体等から取得等要望のなかった未利用国有地のほか，境界未確定地等の売却が直ちに困難な未利用国有地についても入札に付すように努め，約500件の一般競争入札を実施することとしている。

また，借地人等権利者がいる権利付財産の売却状況は第39表のとおりである。

## ２．多様な管理処分手法の導入

未利用国有地については，売却等を通じて国の財政に貢献するとともに，地方公共団体等と連携を図り，地域や社会のニーズに対応した有効活用を図っていくこととし，個々の土地の特性に応じた多様な手段を選択できるよう管理処分手法の多様化を図っている。なお，これまでの取組みは第40表のとおりである。

⑴　未利用国有地の処分手法

イ　未利用国有地の一般競争入札に当たって，物納不動産（土地）については，税外収入確保の観点から，更なる売却促進を図ることを目的として，平成14年度に最低売却価格（予定価格）を公表した入札制度を導入した。

また，平成24年11月に東日本大震災の復興財源の確保及び行政改革を推進する観点から，物納不動産（土地）に限らず，すべての不動産について最低売却価格（予定価格）を公表する制度改正を行い，更なる売却促進を図ることとした。

なお，令和元年６月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を受け，有用性が高く希少な国有地については，将来世代における行政需要に備えつつ地域のニーズに対応するため，国が所有権を留保し（留保財産），定期借地権による貸付を行うことで最適利用を図ることとしており，令和４年10月末時点において60件が留保財産に選定されている。

ロ　平成14年度には，現状では売却が難しい財産について，分筆，造成，ライフライン整備等の工事を行うことにより，付加価値を高めた上で売却する処分型信託の手法も導入した。その実績は第41表のとおりである。

ハ　なお，こうした取組みのほか，まちづくりに配慮した土地利用を行う観点から，平成13年度に地区計画活用型一般競争入札を初めて実施し，平成20年度に二段階一般競争入札を導入した。

## 第35表　未利用国有地の処分等結果

（単位　件，千㎡，億円）

| 区分＼状況 | 前年度末現在の保有財産 | | | 年度内の変動状況（注１） | | | | | | | | | 令和３年度末時点の保有財産 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 新たに未利用国有地とした財産 | | | 処分等した財産 | | | 変更等による増減（注３） | | | | | |
| | 件数 | 面積 | 台帳価格 | 件数 | 面積 | 台帳価格 | 件数 | 面積 | 台帳価格 | 件数 | 面積 | 台帳価格 | 件数 | 面積 | 台帳価格 |
| 地方公共団体等利用財産 | 252 | 2,473 | 2,316 | 15 | 231 | 1,382 | 35 | 84 | 50 | 21 | 8 | △226 | 253 | 2,629 | 3,421 |
| 処分対象財産（注２） | (1,166)<br>2,617 | (3,290)<br>4,975 | (1,132)<br>1,518 | 148 | 213 | 89 | 340 | 509 | 122 | 54 | △77 | △65 | (1,186)<br>2,479 | (3,391)<br>4,601 | (1,129)<br>1,419 |
| 合計 | 2,869 | 7,449 | 3,834 | 163 | 445 | 1,471 | 375 | 593 | 172 | 75 | △69 | △292 | 2,732 | 7,231 | 4,841 |
| うち売却した財産（注４） | | | | | | | 343 | 562 | 140 | | | | | | |

（注）１．財務省が所管する一般会計所属普通財産のうち未利用国有地について，令和３年度の処理実績を取りまとめたものである。
２．「処分対象財産」とは，一般競争入札等により処分する予定の財産である。
なお，上段（　）内書きは，境界等係争中の財産，接面道路が建築基準法の基準に満たない財産，土地区画整理事業の施行区域内に所在する財産など処分が困難な財産である。
３．「変更等による増減」とは，区分の変更，実測，国有財産台帳価格改定などによる増減である。
４．「うち売却した財産」の売却額は，137億円である。
５．面積及び価格は，単位未満を切り捨てているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

## 第36表　未利用国有地の保有件数等の内訳

（単位　件，億円）

| 区分 | | 国利用 | | 国利用以外 | | | | | | | | | | 合計 | | 物納構成比 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 地方公共団体等利用 | | 入札未実施 | | 売残 | | 処分困難 | | | | | |
| | | 件数 | 台帳価格 | 件数 | 台帳価格 | 件数 | 台帳価格 | 件数 | 台帳価格 | 件数 | 台帳価格 | 件数 | 台帳価格 | 件数 | 台帳価格 | 件数 | 台帳価格 |
| 全国 | 全体 | 38 | 756 | 2,694 | 4,085 | 215 | 2,665 | 434 | 164 | 859 | 125 | 1,186 | 1,129 | 2,732 | 4,841 | | |
| | うち物納 | 4 | 3 | 1,061 | 362 | 11 | 6 | 155 | 36 | 337 | 60 | 558 | 259 | 1,065 | 366 | 39.0% | 7.6% |
| | 対合計比 | 1.4% | 15.6% | 98.6% | 84.4% | 7.9% | 55.1% | 15.9% | 3.4% | 31.4% | 2.6% | 43.4% | 23.3% | 100.0% | 100.0% | | |

（注）１．各計数は，令和３年度末現在である。
２．価格は単位未満を切り捨てており，割合は単位未満を四捨五入しているため，合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

## 第37表　物納不動産（土地）の引受状況の推移

（単位　件，千㎡，億円）

| 年度 | | 平成24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 | 3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 未利用 | 件数 | 159 | 77 | 103 | 45 | 66 | 33 | 14 | 32 | 21 | 15 |
| | 数量 | 161 | 102 | 112 | 37 | 94 | 35 | 18 | 31 | 18 | 11 |
| | 台帳価格 | 54 | 29 | 38 | 18 | 26 | 9 | 7 | 11 | 4 | 3 |
| 権利付 | 件数 | 289 | 170 | 59 | 35 | 65 | 81 | 30 | 68 | 21 | 49 |
| | 数量 | 35 | 26 | 14 | 5 | 6 | 13 | 5 | 9 | 3 | 8 |
| | 台帳価格 | 41 | 22 | 9 | 6 | 5 | 12 | 5 | 11 | 4 | 10 |

（注）１．権利付とは，借地契約・借家契約の対象となっているものである。
２．件数は，財務局における管理上の件数である。
３．数量及び価格は，単位未満を四捨五入している。

第37表　参　　考

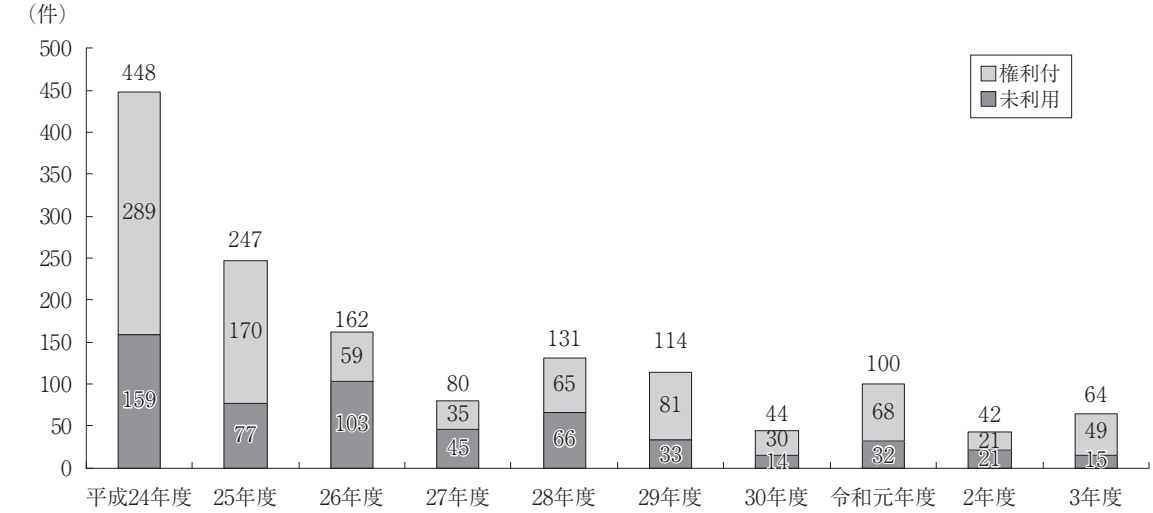


第38表　未利用国有地の入札実施状況（一般会計）

（単位　件，億円，％）

| 実施年度 | 一般競争入札 | | | 成約率 |
|---|---|---|---|---|
| | 実施件数 | 契約件数 | 契約金額 | |
| 平成24 | (877)<br>1,801 | (401)<br>772 | (189)<br>499 | 42.9 |
| 25 | (670)<br>1,501 | (296)<br>652 | (114)<br>777 | 43.4 |
| 26 | (540)<br>1,265 | (242)<br>542 | (86)<br>829 | 42.8 |
| 27 | (504)<br>1,322 | (231)<br>633 | (111)<br>557 | 47.9 |
| 28 | (257)<br>1,341 | (121)<br>817 | (61)<br>1,311 | 60.9 |
| 29 | (436)<br>1,238 | (195)<br>576 | (111)<br>325 | 46.5 |
| 30 | (376)<br>1,065 | (122)<br>356 | (36)<br>113 | 33.4 |
| 令和元 | (312)<br>857 | (80)<br>222 | (14)<br>126 | 25.9 |
| 2 | (215)<br>741 | (87)<br>299 | (33)<br>108 | 40.4 |
| 3 | (191)<br>574 | (104)<br>276 | (36)<br>96 | 48.1 |

（注）1．各年度に一般競争入札を実施したもの（不落随契で売却したものを含む。）の契約状況であり，翌年度に契約したものも含まれる。
2．金額は，単位未満を四捨五入している。
3．上段（　　）内書は物納財産である。
4．未利用国有地以外の財産について入札を実施したものを含む。

第38表　参　考

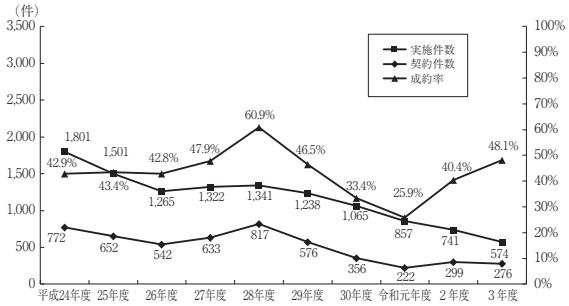

## 第39表　権利付財産の売却状況（土地）

（単位　件，億円）

| 年　度 | 全　　体 | | うち物納 | |
|---|---|---|---|---|
| | 件　数 | 金　額 | 件　数 | 金　額 |
| 平成24 | 943 | 161 | 788 | 122 |
| 25 | 1,013 | 174 | 802 | 140 |
| 26 | 853 | 183 | 661 | 116 |
| 27 | 786 | 116 | 611 | 99 |
| 28 | 658 | 109 | 511 | 84 |
| 29 | 628 | 143 | 492 | 87 |
| 30 | 620 | 90 | 491 | 72 |
| 令和元 | 551 | 86 | 436 | 72 |
| 2 | 398 | 62 | 298 | 56 |
| 3 | 540 | 122 | 442 | 116 |

（注）金額は，単位未満を四捨五入している。

## 第39表　参　考

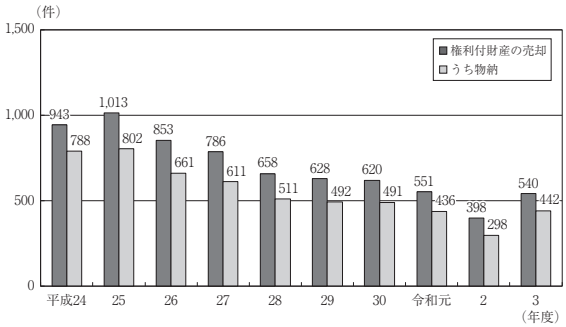


## 第40表　これまでの管理処分手法の多様化等の取組み

| 実施年度 | 取　組　み　内　容 |
|---|---|
| 平成６年度 | ○価格公示売却制度の創設<br>対象：小規模な物納財産（土地300㎡，建物200㎡以下） |
| 平成７年度 | ○レインズ登録による売却制度の導入<br>対象：一般競争入札で不落・不調物件等 |
| 平成11年度 | ○郵送による期間入札制度の導入 |
| 平成12年度 | ○SPC法に基づく証券化条件付入札の実施<br>対象：未利用地６物件，権利付財産８物件<br>○媒介型入札の導入 |
| 平成13年度 | ○地区計画活用型一般競争入札を初めて実施 |
| 平成14年度 | ○処分型信託の導入<br>現状のままでは売却が難しい未利用国有地について，造成工事等により付加価値を高めて分譲を実現する信託<br>○最低売却価格公表入札制度の導入<br>対象：1,000㎡以下の物納不動産<br>（注）この制度導入に伴い，価格公示売却制度は廃止 |
| 平成15年度 | ○最低売却価格公表入札制度に係る面積制限の撤廃 |
| 平成18年度 | ○売却を容易にするための交換制度の導入<br>対象：売却困難財産のうち立地条件が劣る不整形地等及び権利付財産のうち借地権の対象となっている土地<br>○電子入札制度の導入…対象：期間入札 |
| 平成20年度 | ○二段階一般競争入札の導入<br>○瑕疵等明示売却の導入<br>○権利付財産の一般競争入札等の導入 |
| 平成21年度 | ○管理処分型信託（権利付財産）の実施 |
| 平成22年度 | ○定期借地権を利用した貸付の導入<br>・社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体向けの貸付（地方公共団体からの転貸を含む）<br>・社会福祉施設の整備を目的とした社会福祉法人への貸付<br>○交換の運用拡大<br>相手方が地方公共団体の場合は国有財産の利用状況等から地方公共団体に処分が限定されるときは国に必要性がなくとも交換できるよう運用拡大を行った。 |
| 平成23年度 | ○定期借地権を利用した貸付の対象拡大<br>売却困難財産や売残財産を対象とした事業用定期借地制度の導入 |
| 平成24年度 | ○最低売却価格公表入札制度の改正<br>対象：物納不動産に限らず，すべての不動産について最低売却価格を公表 |
| 平成26年度 | ○「国有財産物件情報メールマガジン」配信サービスを開始<br>国有地の売却等に関する更新情報や国有地取得に関する架空話の注意喚起情報を配信 |
| 平成29年度 | ○公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続き等の見直し<br>すべての公共随契による処分等における契約金額の公表・見積り合せの実施，売払い前提貸付制度の廃止等 |
| 令和元年度 | ○国有財産の更なる有効活用<br>有用性が高く希少な国有地については，将来世代における行政需要に備えつつ地域のニーズに対応するため，国が所有権を留保し（留保財産），定期借地権による貸付を行うことで最適利用を図ることとした。<br>○「全国版空き家・空き地バンク」への情報掲載を開始<br>民間の不動産情報サイトに，国有財産に係る入札情報及び先着順受付情報を掲載<br>○宅地建物取引業者による媒介を活用した売却制度の導入 |
| 令和４年度 | ○土地政策推進連携協議会への参画<br>全国10地区に設置された土地政策推進連携協議会に各財務局等が参画し，地域の課題やニーズの情報収集に努めるとともに，同協議会の構成員（地方公共団体や関係士業団体など）に対して，国有財産の売却情報や暫定活用に関する情報を提供する取組を開始<br>○管理委託制度の運用拡大<br>買受け及び借受けに係る要望のない売残り財産等について，地方公共団体等への管理委託が困難であると認められる場合に限り，隣接土地所有者等に対し管理委託を行うことができるよう運用を拡大 |

第41表　土地信託の実施件数

（単位　件，ha）

| 信託の種類 | 実施財務局 | 契約年度 | 件　数 | 面　積 |
|---|---|---|---|---|
| 処　分　型 | 関東財務局 | 14年度 | 309 | 45 |
| | | 15年度 | 280 | 41 |
| | | 16年度 | 308 | 41 |
| | | 17年度 | 153 | 12 |
| | | 18年度 | 46 | 11 |
| | 近畿財務局 | 16年度 | 72 | 16 |
| 管理処分型 | 関東財務局 | 21年度 | 240 | 14 |
| | | 27年度 | 486 | 18 |
| 累　　計 | | | 1,894 | 197 |

（注）面積は，単位未満を四捨五入しているため，累計の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

（注１）地区計画活用型一般競争入札とは，地方公共団体と協議し，国有地を含む一定の区域を対象に地方公共団体が地区計画等の都市計画決定を行った上で行う一般競争入札。

従前より東京都中野区の警察大学校等跡地など，地方公共団体と協議を行い，地区計画を活用し一般競争入札を実施している。

（注２）二段階一般競争入札とは，土地の利用等に関する企画提案書の内容が一定の水準に達すると認められる参加者を選定した上で行う一般競争入札。

なお，広島県広島市の二葉の里地区においては，財務局主体で地方公共団体等との協議会を立ち上げ，資産価値の向上や地域経済の活性化等の効果を実現することを目的として開発条件等を策定し，二段階一般競争入札を実施している。

⑵　権利付財産の処分手法

権利付財産については，権利者に対する買受勧奨を行うことにより権利者への売却を行ってきたが，こうした取組みのほか，平成18年度には借地権と底地権の交換，平成20年度には第三者に対する権利者との同時売却といった新たな処分手法を採り入れた。

更に，平成21年度には，主に物納不動産で借地権の付着した財産について，信託受託者が財産管理業務とあわせて権利者に対する底地の売却を行う管理処分型信託を導入した。

⑶　定期借地権を利用した貸付けの活用について

定期借地権が設定されている財産が物納又は国庫帰属された場合においては法令等に基づき取扱いが定められていたところであるが，平成22年に未利用国有地の定期借地権を利用した貸付制度を導入し，保育・介護施設等の整備等をはじめとして，貸付対象施設等を拡大している。

イ　社会福祉分野における定期借地権を利用した貸付け

平成22年８月に，地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進する観点から，保育・介護など人々の安心につながる分野での未利用国有地の積極的活用を図るため，定期借地制度を利用した地方公共団体への貸付制度を導入した。

制度導入後，更なる有効活用を図るため，救急医療など地域医療のための施設整備や社会福祉法人に対する直接貸付などの拡大を行った。

また，留保財産に選定された財産については，公用・公共用優先の原則を基本としつつ，多様化した地域・社会のニーズに対応するため，用途を限定せず，保育・介護など以外の公的施設，公的施設と民間施設の複合施設や民間施設への貸付けを可能とした。

留保財産以外の財産については，保育・介護などの施設整備を一層促進するよう，当該施設を一定程度含む複合施設への貸付けを可能とした。

（注１）令和３年度末時点で，地方公共団体等との間で，143ヶ所の国有地を保育所等の社会福祉分野において定期借地制度を利用した貸付契約を締結している（第42表のうち（A）参照）。

（注２）定期借地権を利用した貸付け以外でも，社会福祉分野における国有地活用として，平成22年８月～令和３年度末までに，194ヶ所の国有地を社会福祉施設の整備を目的として国有地の売却契約を締結している。

（参考）介護施設整備に係る国有地活用

「介護離職ゼロ」の実現に向け，用地確保が困難な都市部等において，賃料減額といった国有地の更なる活用などにより，介護施設等整備を促進することとされた。（「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日））

これを受け，都市部等における介護施設整備の加速化に資するよう，以下のとおり，定期借地権による減額貸付（貸付始期から10年間，５割を限度）等を実施し，国有地の更なる活用を図ることとしている。

対象期間：平成28年１月１日から令和８年３月31日までの間に貸付相手方を決定した定期借地権による貸付契約

対象地域：東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県，愛知県，大阪府，兵庫県及び福岡県

対象施設：特別養護老人ホーム等の施設及びこれに併設される通所施設等

ロ　社会福祉分野以外における定期借地権を利用した貸付け

税外収入の確保や管理コストの軽減の観点から，平成24年３月，売却困難財産や売残財産を対象とした事業用定期借地制度を利用した貸付けが行えるよう制度の整備を行った。

（注）令和３年度末時点で，社会福祉分野以外における国有地活用として，３ヶ所の国有地について，定期

第42表　定期借地権を利用した貸付件数

（単位　件）

| 年度末 | 社会福祉分野（A） | | | | | 社会福祉分野以外（B） | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 保育関係 | 介護関係 | 障害者関係 | 医療関係 | 合計 | | |
| 平成22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 23 | 9 | 0 | 1 | 0 | 10 | 0 | 10 |
| 24 | 12 | 2 | 3 | 0 | 17 | 0 | 17 |
| 25 | 17 | 9 | 3 | 0 | 29 | 1 | 30 |
| 26 | 27 | 11 | 5 | 0 | 43 | 2 | 45 |
| 27 | 39 | 14 | 5 | 1 | 59 | 2 | 61 |
| 28 | 50 | 19 | 5 | 1 | 75 | 2 | 77 |
| 29 | 61 | 38 | 7 | 1 | 107 | 3 | 110 |
| 30 | 65 | 53 | 7 | 1 | 126 | 3 | 129 |
| 令和元 | 68 | 59 | 7 | 1 | 135 | 3 | 138 |
| 2 | 70 | 63 | 7 | 1 | 141 | 3 | 144 |
| 3 | 71 | 64 | 7 | 1 | 143 | 3 | 146 |

（注）物納等で，国が定期借地契約の貸主の地位を継承したものを除く。

借地制度を利用した貸付契約を締結している（第42表のうち（B）参照）。

⑷　その他

令和３年６月には，一般競争入札にかけても売却に至らなかった財産等について，国有財産法等における優遇措置を是正（※）することなく，全て適用できるようにすることにより，管理コストを低減しつつ，地方公共団体等の公的利用を促し，地域貢献に寄与することが可能となるよう制度の整備を行った。

（※）国有財産法等において，地方公共団体等に対して一定の公共施設の用途に供するため国有財産を処分する場合には，優遇措置（譲与，無償貸付等）を適用できる規定があるが，昭和47年以降，国の厳しい財政事情等を鑑み，一部分又は全部の面積について，優遇措置を適用しない取扱い（優遇措置の是正）を行っている。

## 第11　政府保有株式の売却状況

### １．NTT株式

昭和60年４月，日本電信電話株式会社法（平成９年６月の法律改正により「日本電信電話株式会社等に関する法律」（昭和59年法律第85号）（以下「NTT法」という。））により，旧電電公社が民営化され日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）が発足し，同時に，同社の発行済株式総数1,560万株（資本金7,800億円，額面５万円）のすべてが政府の保有となった。

NTT株式については，NTT法上，政府に３分の１以上の保有義務が課せられており，全体の３分の１に当たる株式（520万株）については財政投融資特別会計投資勘定（※１）に帰属させ，残りの３分の２に当たる株式（1,040万株）については国債整理基金特別会計に帰属させることとし，売却収入を国債償還財源に充てることとした。

国債整理基金特別会計所属の株式については，昭和61年度，62年度に各195万株，63年度150万株，平成10年度，11年度，12年度に各100万株，14年度９万1,800株，15年度８万5,157株，16年度80万株，17年度112万3,043株を売却してきた結果，すべて売却が完了した。

財政投融資特別会計投資勘定所属の株式については，平成22年11月にNTTが自己株式消却を行い，政府保有義務分に5,751万3,644株の超過が生じたことから，政府は，平成23年７月にNTTによる自己株式取得に応じて売却した。その後同様に，政府保有義務分に超過が生じた場合は，売却を行っている。

平成23年11月のNTTによる自己株式消却に伴い政府保有義務分に4,182万655株の超過が生じたことから，政府は，平成24年２月にNTTによる自己株式取得に応じて売却した。

平成25年11月のNTTによる自己株式消却に伴い政府保有義務分に6,216万6,721株の超過が生じたことから，政府は，平成26年３月及び11月にNTTによる自己株式取得に応じて売却した。

平成27年11月のNTTによる自己株式消却に伴い政府保有義務分に5,900万43株の超過が生じたことから，政府は，平成28年６月にNTTによる自己株式取得に応じて売却した。

平成30年９月のNTTによる自己株式消却に伴い政府保有義務分に4,866万6,710株の超過が生じたことから，政府は，令和元年９月にNTTによる自己株式取得に応じて売却した。

令和３年11月のNTTによる自己株式消却に伴い政府保有義務分に9,292万5,448株の超過が生じたことから，政府は，令和４年９月にNTTによる自己株式取得に応じて売却した。

この結果，現在の株式数は11億6,733万7,600株となっている（第43表参照）。

※１　NTT株式は産業投資特別会計に所属していたが，平成20年度に，特別会計に関する法律（平成19年法律第

第43表　NTT株式の概況

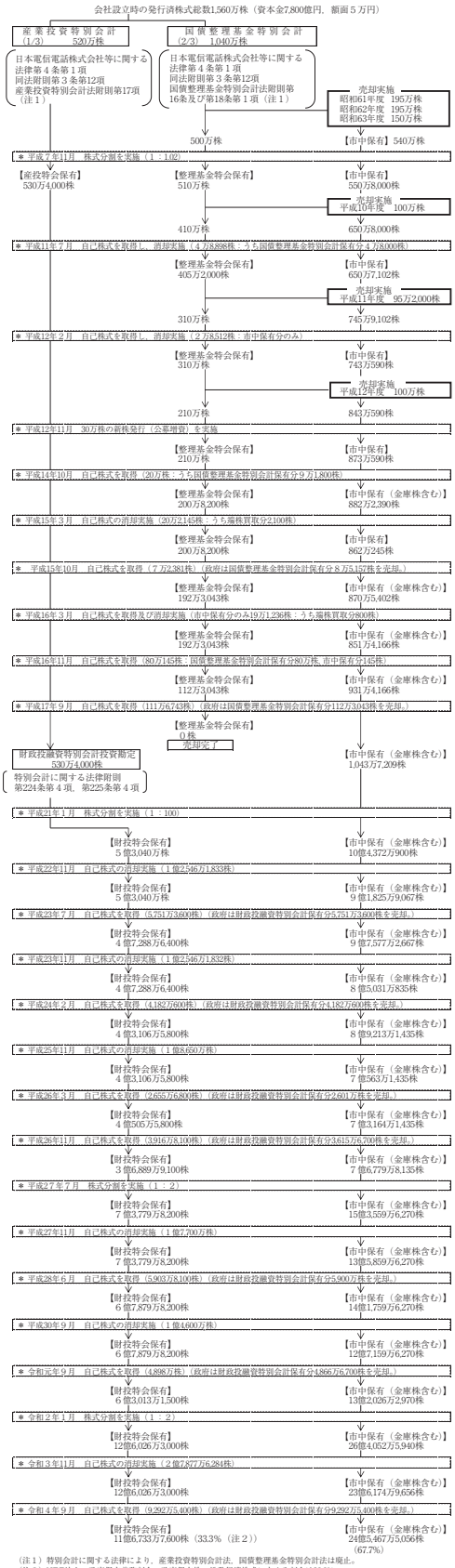


（注１）特別会計に関する法律により，産業投資特別会計法，国債整理基金特別会計法は廃止。
（注２）NTT法上の政府保有義務割合。政府保有株の総発行済株式に占める割合は32.2%。
（注３）株式数は単位未満四捨五入により合計が一致しない場合がある。

23号）により，産業投資特別会計は，財政投融資特別会計投資勘定となった。

※２　株式分割（平成７年11月に１株を1.02株，平成21年１月に１株を100株，平成27年７月に１株を２株，令和２年１月に１株を２株）を実施している。

## ２．JT株式

昭和60年４月，日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）（以下「JT法」という。）により，旧日本専売公社が民営化され日本たばこ産業株式会社（以下「JT」という。）が発足し，同時に，同社の発行済株式総数200万株（資本金1,000億円，額面５万円）のすべてが政府の保有となった。

JT株式については，当初，JT法において，政府にJT設立時の株式総数の２分の１以上かつ発行済株式総数の３分の１超の保有義務が課せられていたため，JT設立時の株式総数の２分の１に当たる株式（100万株）については財政投融資特別会計投資勘定に帰属させ，残りの２分の１に当たる株式（100万株）については国債整理基金特別会計に帰属させることとし，売却収入を国債償還財源に充てることとした。

JT設立時の経過措置（JT法附則第18条）として，政府に当分の間発行済株式総数の３分の２以上の保有義務が課せられていたことから，国債整理基金特別会計所属の株式のうち，平成６年度39万4,276株，８年度27万2,390株を売却した（当該時点における売却可能株式総数の売却（発行済株式総数の３分の１）が完了）。その後，平成14年４月にJT法の一部改正により上記経過措置が廃止されたことに伴い，新たに33万3,334株が売却可能となり，平成15年度４万4,000株，16年度28万9,334株を売却した（当該時点における売却可能株式総数の売却（発行済株式総数の２分の１）が完了）。

平成23年12月，東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）（JT法改正を含む。）の施行により，政府保有義務は発行済株式総数の３分の１超となるとともに，財政投融資特別会計投資勘定に所属している500万株（株式分割（平成18年４月に１株を５株）を実施）のうち，166万6,666株を国債整理基金特別会計に所属替し，売却収入を復興債償還財源に充てることとした。

国債整理基金特別会計所属の株式については，平成24年度に３億3,333万3,200株（株式分割（平成24年７月に１株を200株）を実施）を売却した（当該時点における売却可能株式総数の売却（発行済株式総数の３分の１超）が完了）。

なお，所属替後の株式分割実施（平成24年７月に１株を200株）により，財政投融資特別会計投資勘定の株式については６億6,666万6,800株となっている（第44表参照）。

## ３．日本郵政株式

平成18年１月，郵政民営化法（平成17年法律第97号）の規定により，日本郵政公社（以下「公社」という。）が日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）を設立し，同時

## 第44表　JT株式の概況

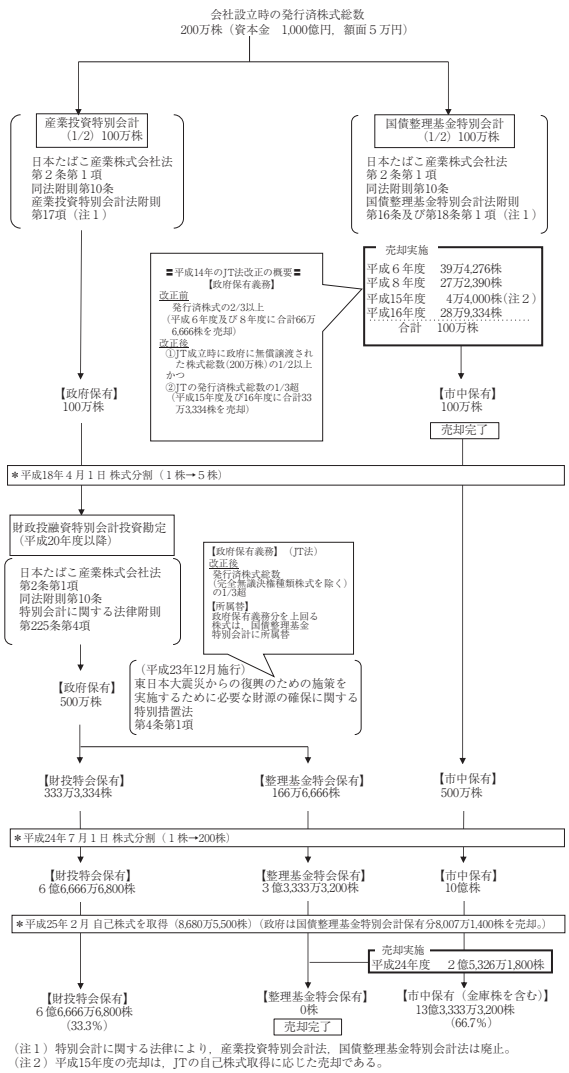


（注１）特別会計に関する法律により，産業投資特別会計法，国債整理基金特別会計法は廃止。
（注２）平成15年度の売却は，JTの自己株式取得に応じた売却である。

## 第45表　日本郵政株式の概況

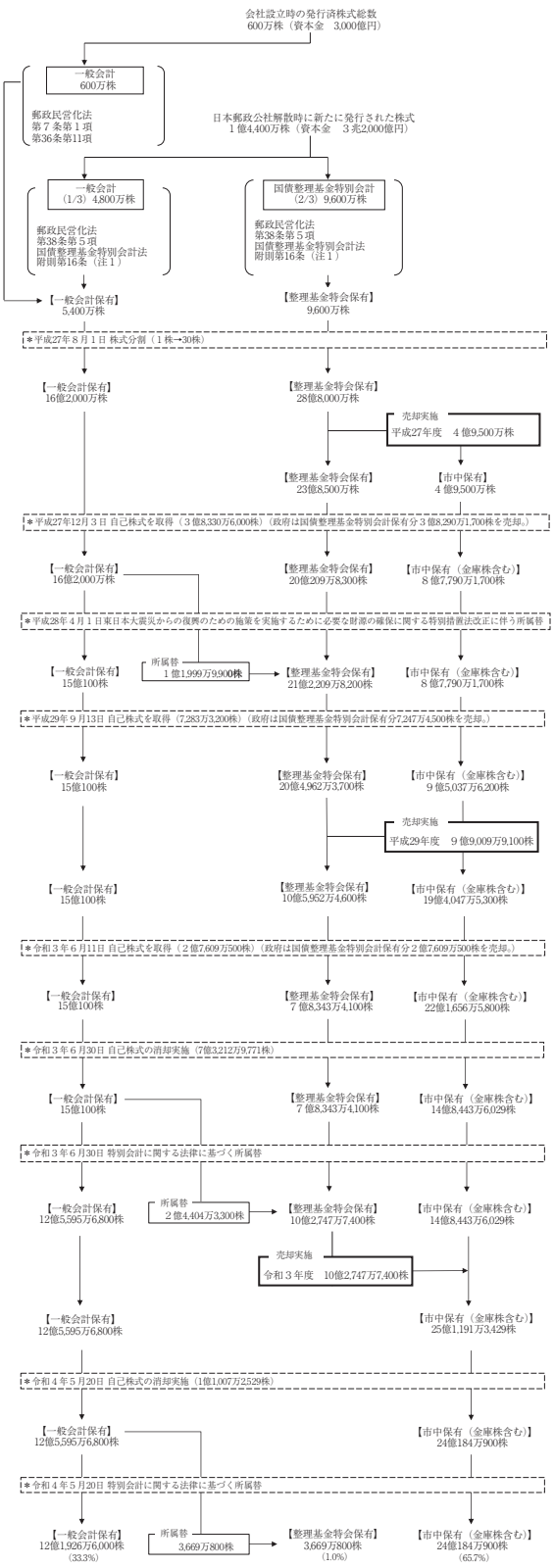


（注１）特別会計に関する法律により，国債整理基金特別会計法は廃止。

に日本郵政の発行済株式総数600万株（資本金3,000億円）のすべてが政府の保有となった。

また，平成19年10月の公社解散時には，資産債務の承継の見返りとして交付された日本郵政株式１億4,400万株のすべてが政府の保有となった。

日本郵政株式については，郵政民営化法上，政府に３分の１超の保有義務が課せられており，日本郵政設立時に保有した株式及び平成19年10月に譲渡された株式の３分の１を合わせた全体の36％に当たる株式（5,400万株）については一般会計に帰属させることとした。また，残りの64％に当たる株式（9,600万株）については国債整理基金特別会計に帰属させることとし，売却収入を国債償還財源に充てることとした。

平成23年12月に施行された東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法において，租税収入以外の収入による償還費用の財源を

確保するため，日本郵政株式については，できる限り早期に処分するものとされ，平成25年１月，復興推進会議において，日本郵政株式の売却収入４兆円程度を復興財源フレームに盛り込むことが決定されたことから，売却収入は復興債償還財源に充当されることとされた。

平成27年８月に株式分割（１株を30株）が実施され，一般会計所属の株式は16億2,000万株，国債整理基金特別会計に所属する株式は28億8,000万株となった。

同年11月，国債整理基金特別会計所属の株式について，４億9,500万株を売却，同年12月には日本郵政による自己株式取得に応じて３億8,290万1,700株を売却した。

平成28年４月，東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により，一般会計所属の株式について，日本郵政の株式の総数の３分の１を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する１億1,999万9,900株を，同会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替を行った。

平成29年９月13日，国債整理基金特別会計所属の株式について，日本郵政による自己株式取得に応じて7,247万4,500株を売却し，同月29日，９億9,009万9,100株を売却した。

令和３年６月11日，国債整理基金特別会計所属の株式について，日本郵政による自己株式取得に応じて２億7,609万500株を売却し，同月30日，日本郵政が７億3,212万9,771株の自己株式消却を行い，一般会計所属の政府保有義務分に２億4,404万3,300株の超過が生じたことから，無償で国債整理基金特別会計に所属替を行った。

令和３年10月，国債整理基金特別会計所属の株式について，10億2,747万7,400株を売却した。

令和４年５月，日本郵政が１億1,007万2,529株の自己株式消却を行い，一般会計所属の政府保有義務分に3,669万800株の超過が生じたことから，無償で国債整理基金特別会計に所属替を行った。

これにより，現在の株式数は一般会計所属の株式が12億1,926万6,000株，国債整理基金特別会計所属の株式が3,669万800株となっている（第45表参照）。

## ４．日本アルコール産業株式

平成18年４月，日本アルコール産業株式会社法（平成17年法律第32号）（以下「J.alco法」という。）により，独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構アルコール製造部門が民営化され日本アルコール産業株式会社（以下「J.alco」という。）が発足し，同時に，同社の発行済株式総数６万株（資本金30億円）のすべてが政府の保有となった。

J.alco株式については，J.alco法上，政府保有義務は課されていない。一方，国の行政組織等の減量，効率化等に関する基本的計画（平成11年４月閣議決定）において，政府は設立後２年以内に株式の売却を開始し，できる限り早期に完全売却を図ることとされている。これを踏まえ，財政制度等審議会国有財産分科会株式部会（平成18年11月）での審議・答申を受けて，平成20年３月，発行済株式総数の約３分の２に当たる株式（３万9,999株）を一般競争入札により売却した（第46表参照）。

第46表　日本アルコール産業株式の概況

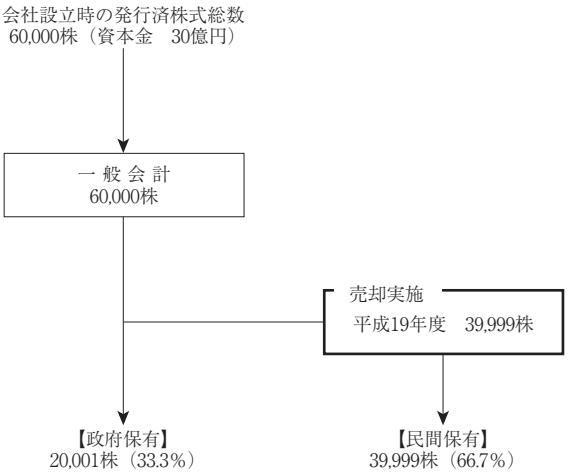


第47表　NACCSセンター株式の概況

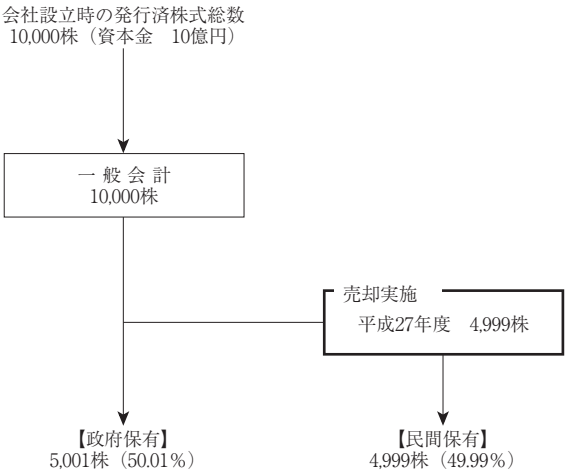


## ５．NACCSセンター株式

平成20年10月，電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）（以下「NACCS法」という。）により，独立行政法人通関情報処理センターが特殊会社化され輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「NACCSセンター」という。）が発足し，同時に，同社の発行済株式総数１万株（資本金10億円）のすべてが政府の保有となった。

NACCSセンター株式については，NACCS法上，政府に総株主の議決権の過半数の保有義務が課せられている。政府保有義務分を除く株式については，NACCS法において，同法の施行後できる限り速やかに売却することとされている。これを踏まえ，財政制度等審議会国有財産分科会（平成27年

２月）での審議・答申を受けて，平成28年３月，発行済株式総数のうち政府保有義務分を除く分に相当する株式（4,999株）を一般競争入札により売却した（第47表参照）。